

# 市有施設等のあり方に関する基本方針

---

## 改訂版

平成28年3月策定

令和4年3月一部改訂

栃木県 佐野市

# 目次

はじめに.....	1
<b>第1章 佐野市の概要</b> .....	2
1. 市の概況 .....	2
<b>第2章 市有施設等のあり方に関する基本方針策定について</b> .....	3
1. 基本方針策定の背景 .....	3
2. 基本方針策定の目的 .....	4
3. 計画期間 .....	4
4. 対象とする市有施設等.....	5
5. 市有施設の用途別分類.....	5
6. 市有施設の地区別分類.....	6
7. その他 .....	6
<b>第3章 佐野市の人口及び財政状況</b> .....	7
1. 人口の状況.....	7
2. 財政の状況.....	21
<b>第4章 市全体から見た市有施設等の状況</b> .....	34
1. 市有施設の保有状況 .....	34
2. インフラ施設の保有状況.....	41
3. 築年別の整備状況.....	42
4. 耐震化の状況 .....	44
5. 将来の施設更新費用 .....	45
<b>第5章 市有施設等のあり方を見直す基本的な考え方</b> .....	50
1. 基本方針 .....	50
2. 実施方針 .....	52
3. フォローアップの実施方針 .....	54
4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	54
<b>第6章 今後の市有施設等適正配置を推進するために</b> .....	55
1. 市有施設等の課題.....	55
2. 課題を踏まえた今後の取組 .....	56
<b>第7章 これまでの取組実績</b> .....	57
1. 「市有施設適正配置計画」の策定 .....	57
2. 施設類型別の基本方針.....	57
3. 施設縮減の実績 .....	59
<b>第8章 市有施設等の最新状況と今後の見通し</b> .....	60
1. 施設保有量の推移.....	60
2. 有形固定資産減価償却率の推移.....	64
3. 維持管理・更新等に係る経費.....	66

## はじめに

我が国における公共施設の多くは、高度経済成長期の急激な社会環境の変化に追従する形で建設が行われ、今日に至っています。

本市においても、昭和40年代後半から小中学校などの教育施設や保育所などの子育て支援施設、地域づくりの核となるコミュニティセンターなどの整備が行われました。

そして現在、こうした施設の多くが老朽化や耐震性への対応、市町村合併に伴う偏在などの問題に直面しています。また、人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などによる利用者の減少、更には、本来の施設機能が十分に発揮されないといった状況にも陥っています。

こうした施設を今後も維持・更新するとともに、これらの施設をとりまく課題に対応していくためには、経年劣化による維持補修に加え、大規模改修や建て替えなどが必要となりますが、限られた財源の中では容易なことではありません。

そこで、本市では、これからの市有施設等のあり方を考える市有施設等マネジメントに取り組むこととし、市有施設等の現状と課題を踏まえて、国から各自治体に策定要請のありました「公共施設等総合管理計画」を包含した「市有施設等のあり方に関する基本方針」を策定し、統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設の有効活用の促進等、今後の管理運営や維持更新に関する基本的な考え方をまとめ、計画的かつ組織的に市有施設等の更新問題に取り組んで参りました。

今般、令和3年1月の総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に則り、記載すべきとされた事項を追記するため、本方針を改訂しました。追記事項といたしましては、今後の取組（国県管理施設との連携、都市計画との整合、不要施設の処分方針、脱炭素化の推進）、これまでの取組実績、施設保有量・有形固定資産減価償却率の推移、維持管理・更新等に係る経費となります。

今後は、今回の改訂を踏まえた本方針に基づき、適正な施設配置や施設の長寿命化を含めた保全管理など、将来を見据えた市有施設等の適正管理及び有効活用の推進に一層努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年（2022）年3月

佐野市長 金子 裕

# 第1章 佐野市の概要

## 1. 市の概況

現在の佐野市は、旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町の1市2町が、平成17年2月28日に合併し形成されました。

旧佐野市は栃木県の南西部に位置し、東西約12km、南北約14km、面積は約84km<sup>2</sup>です。地形的には、足尾山地の南縁を形成する山地部と関東平野の北西縁部の平野部からなっています。北東部には唐沢山県立自然公園、また、東端部には古く万葉の東歌に詠まれた三轟山がそびえ、それぞれハイキングコースの整備がなされ、市民の憩いの場となっています。南端には、渡良瀬川が東流し、旗川、秋山川、三杉川等の河川が流れ込んでおり、水と緑に恵まれた環境にあります。

旧田沼町は東西約14km、南北約27km、面積は約180km<sup>2</sup>で、ほぼ長方形をしており、その70%は恵み豊かな森林です。西北部に旧田沼町の最高峰・根本山（標高1,197m）を始め、熊鷹山、丸岩岳、野峰、奈良部山、多高山など1,100m級の広大な山岳地帯を経て、県境で群馬県桐生市・みどり市と接する自然に恵まれています。高山から流れ落ちる清流は、大自然の造型・熊穴溪谷や落差45mの幻の滝「三滝」「遮断の滝」を代表に、いくつもの名瀑を創り出し、旧田沼町は滝の多い町としても知られていました。

旧葛生町は東西約6km、南北約23kmと南北に長く、面積は約92km<sup>2</sup>です。旧葛生町を含む付近一体は古くから足尾山地と呼ばれ、氷室山(1,154m)に代表される山々から東方向及び南方向に次第に低く山稜が連なり、氷室山に端を発する秋山川が町を縦貫しています。

上記のとおり、本市の特徴として、清らかな水と美しい緑の自然環境に恵まれた地域が多いことが挙げられますが、一方で、東北自動車道と北関東自動車道が縦横に交差し、市内に3つのインターチェンジを有する交通の要衝であることから、産業基盤が集積する都市的地域としての顔も併せ持つバランスの取れたまちを形成しています。

## 第2章 市有施設等のあり方に関する基本方針策定について

### 1. 基本方針策定の背景

#### (1) 少子高齢化等の社会環境の変化による市民ニーズの変化

少子高齢化の進展による人口構造の変化は、市有施設等への市民ニーズの変化をもたらし、学校教育系施設における余裕教室の増加や高齢者福祉施設に対するニーズの高まりなどが生じる可能性があります。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直しや既存市有施設等の活用・整備により、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

#### (2) 人口減少に伴う施設利用率の減少

人口展望の結果から、今後30年間で市全体の人口は約20%減少することが予想されます。これにより、利用率が減少する施設が増えることが考えられます。縮小する人口規模に合わせた施設規模の見直しが必要となるとともに、充実した行政サービスを提供するため、効率的・効果的な行政経営を推進する必要があります。(P.10図3-4参照)

#### (3) 進行する市有施設等の老朽化・更新時期の集中

昭和40年代から、人口増加に伴いその需要に應えるため、学校や公営住宅など様々な市有施設等を集中的に建設してきました。現在、既存の市有施設等の大半が築30年以上を経過しており、今後一斉に大規模改修や建て替えなどの老朽化対策を迫られる時期を迎えることとなるため、この集中的な更新時期を考慮し検討していくことが必要です。

#### (4) 合併に伴う地区ごとの市有施設等整備状況のばらつき

本市は、平成17年2月に1市2町が合併して発足しており、地域によって人口に対する市有施設等の数にばらつきがある状況にあります。この状況を踏まえ、市有施設等の重複や分散配置を課題として認識し、今後の検討を行っていくことが必要です。

#### (5) 大規模改修及び建て替えに係る財源の不足

将来更新費用の試算の結果、市有施設等の今後30年間の更新等費用の年平均額は約54.9億円と推計され、直近5箇年度における更新等費用の年平均額の約1.6倍が必要となる見込みです。これに対し、合併特例期間の終了による地方交付税の減少や人口減少により市税収入の増加が見込めないことから、歳入は減少していくことが見込まれます。

このように、市有施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、市有施設等のあり方を検討する必要があります。(P.48図4-11参照)

## 2. 基本方針策定の目的

「市有施設等のあり方に関する基本方針」については、総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」を包含した計画として策定したものであり、本方針では、施設の用途別・地区別の保有状況、将来必要となる更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにし、利用度とコストによる相対的評価等により、本市における市有施設等に関する課題を整理しています。

これらの課題を踏まえた上で、各施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえた全体的な視点の中で、統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設の有効利用の促進といった、今後の施設管理における基本方針を示しています。

この方針に基づき、今後の管理運営や維持更新に関する基本的な考え方をまとめ、計画的かつ組織的に市有施設等の更新問題に取り組むことにより、施設全体の最適化と健全な財政運営を両立し、持続可能な行政サービスの確保を目指すこととします。

## 3. 計画期間

計画期間は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日付 総財務第 75 号総務省自治財政局調査課長通知）で求められている人口の今後の見通しの期間（30 年程度）を参考に、以下のとおりに設定します。

なお、本方針で定めた基本的な方針は策定時点のものであり、社会経済情勢や地域環境の変化に合わせて適宜見直しを行います。

2016 年度（平成 28 年度）から 2045 年度（平成 57 年度）までの 30 年間

### 【期間設定の理由】（P. 48 図 4-11 参照）

- 市有施設の大規模改修費等が多額に生じることが見込まれる今後 10 年間の「第一の山」と、既存の市有施設の更新費用がピークを迎える、2030 年（平成 42 年）から 2045 年（平成 57 年）の時期を含めるべきであること。
- 市有施設の整備状況として、築年数が 30 年以上経過している施設が全体の半数を超えており、今後 30 年以内に、ほとんどの市有施設で大規模改修又は建て替えが見込まれること。

## 4. 対象とする市有施設等

本市では、市役所などの庁舎、小中学校等の学校教育施設や文化施設、市営住宅やスポーツ施設など、広く市民に利用されている市有施設（建物系施設）を保有しています。また、道路・橋りょう・上下水道施設などのインフラ施設（土木系施設）を保有しています。

本方針において対象とする市有施設等は、原則として、延床面積が 50 ㎡以上の市有施設及びインフラ施設とし、延床面積が 50 ㎡未満の小さな施設や車両、機械装置などは対象外としています。ただし、消防機械器具置場等のように 50 ㎡以上の市有施設も 50 ㎡未満の市有施設もある場合には、同一用途の施設として 50 ㎡未満の市有施設についても対象に含めています。

## 5. 市有施設の用途別分類

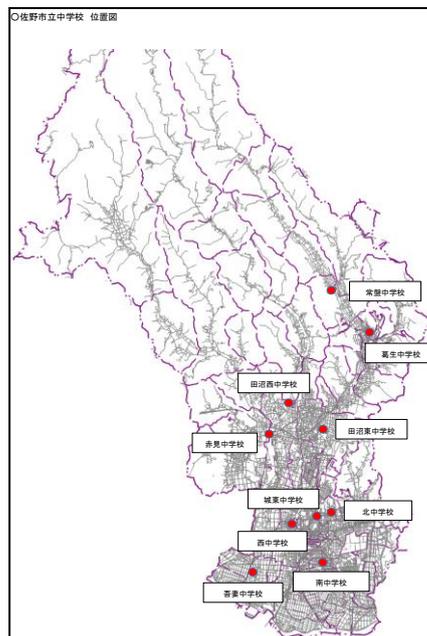
本方針では、市有施設の全体像を分析する上で、以下のとおり、各施設を用途別に分類し、その現状を分析しています。（公共施設等更新費用試算ソフト内の分類表による）

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- スポーツ系施設
- 産業系施設
- 学校教育系施設
- 子育て支援施設
- 保健・福祉施設
- 行政系施設
- 公営住宅等
- 公園等
- 上水道施設
- 下水道施設
- 医療施設
- その他

## 6. 市有施設の地区別分類

本方針の中で、人口動態や施設の分布状況を分析するに当たり、市内を10地区に分類することとし、その基準は以下のとおり平成26年3月31日時点の中学校区単位とします。

- 城東地区（城東中学校区）
- 西地区（西中学校区）
- 南地区（南中学校区）
- 北地区（北中学校区）
- 吾妻地区（吾妻中学校区）
- 赤見地区（赤見中学校区）
- 田沼東地区（田沼東中学校区）
- 田沼西地区（田沼西中学校区）
- 葛生地区（葛生中学校区）
- 常盤地区（常盤中学校区）



## 7. その他

### (1) 端数処理について

本方針で取り扱う金額、延床面積等の数値は、単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

### (2) 施設調査時点について

本方針に掲載する施設に関する数値は、平成26年3月31日時点の基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、注記しています。

### (3) %（パーセント）表記について

「%（パーセント）」表記は小数第2位を四捨五入しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

### (4) 複合施設の計上について

複合施設の場合は、延床面積で最も大きな割合を占める分類に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

# 第3章 佐野市の人口及び財政状況

## 1. 人口の状況

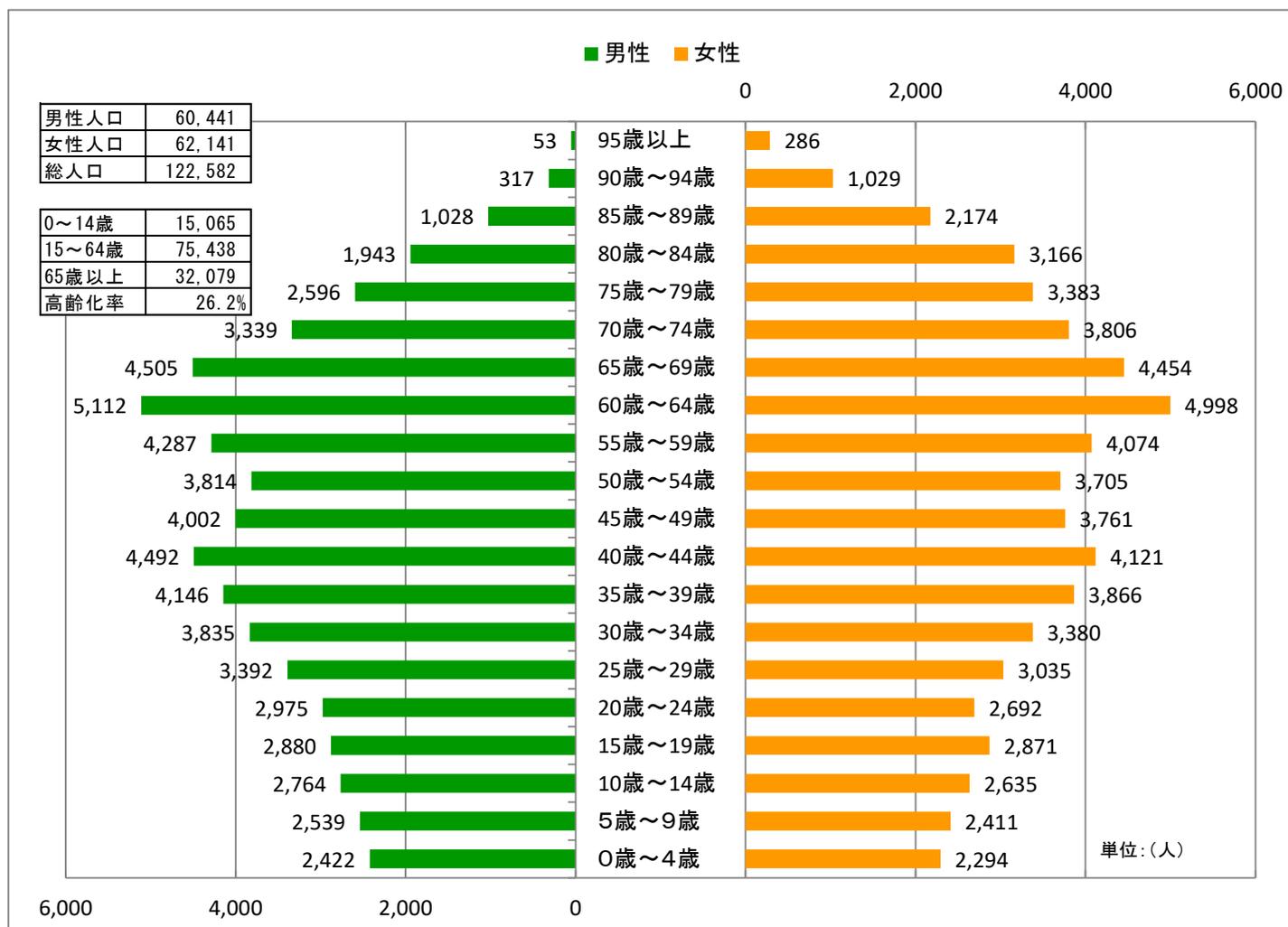
### ➤ 年齢階層別人口

平成 26 年 3 月 31 日時点における本市の人口は 122,582 人（うち男性 60,441 人、女性 62,141 人）です。0 歳～14 歳の年少人口は 15,065 人、15 歳～64 歳の生産年齢人口は 75,438 人、65 歳以上の老年人口は 32,079 人であり、老年人口が総人口に占める割合である、高齢化率は 26.2%となっています。

年齢階層別にみると、男女とも 60 歳～64 歳の人口が各年齢階層間の中で最も人口が多いことが見受けられます。また男女ともに 40 歳～44 歳の階層を境に、おおむね階層が下がるごとに人口数が減少していることが見受けられます。

下図 3-1 をみると、本市の人口構造は、たる型の様相を呈しており、主な要因としては、高齢者の人口に比べて、若年者の人口が少ないことが挙げられます。

図 3-1 年齢階層別人口



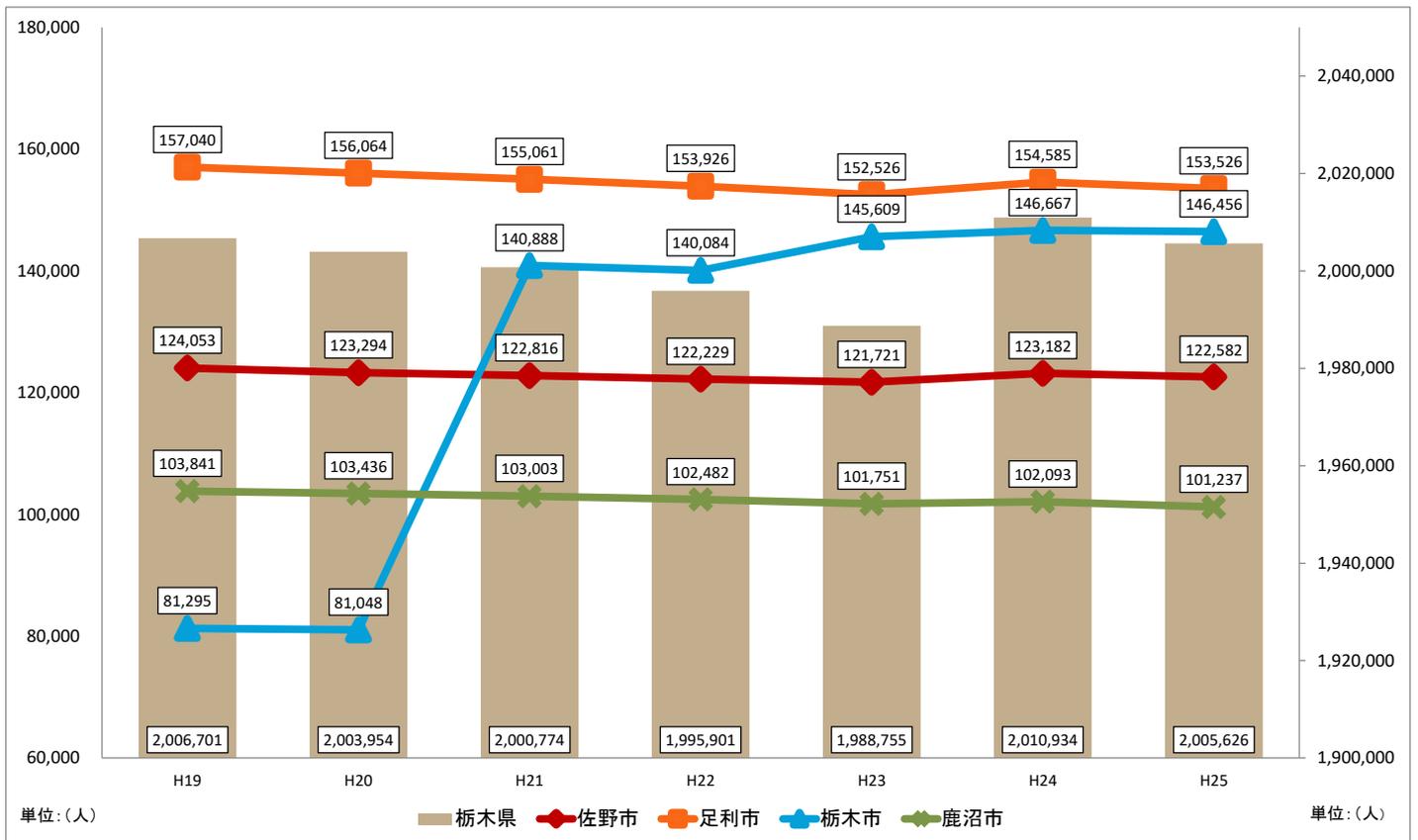
出所：住民基本台帳データ(外国人住民を含む)(平成 26 年 3 月 31 日)

➤ 佐野市及び近隣団体の人口推移

住民基本台帳<sup>1</sup>に基づく本市の人口は、平成 19 年度末は 124,053 人であるのに対し、平成 25 年度末は 122,582 人であり、平成 19 年度末に比べ、微減するに留まりました。この傾向は、栃木市を除く近隣団体（足利市及び鹿沼市）においても、おおむね同様であることが下図 3-2 より見受けられます。

なお、栃木市については、平成 21 年度に 3 町、平成 23 年度に 1 町と合併していることから、平成 21 年度を境に、人口が大きく増加していることが見受けられます。

図 3-2 佐野市及び近隣団体の人口推移



出所：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査  
 H25(平成26年3月31日)については 栃木県 住民基本台帳に基づく栃木県の人口及び世帯数

<sup>1</sup> 住民基本台帳とは、市町村が管理する住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿のことです。

## ▶ 佐野市人口の将来推計

次頁図 3-3 は本市における人口の将来推計<sup>2</sup>を表した図です。

本市の人口は平成 2 年（1990 年）の 128,276 人をピークに緩やかに減少しており、平成 22 年（2010 年）には 121,249 人まで減少しています。

人口減少傾向は今後も続くことが予測されており、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に公表した試算結果によると、平成 52 年（2040 年）の人口は 90,228 人まで減少することが見込まれています。

出生率の低下や転出者が転入者を上回ることによる人口減少は今後も続くことが予測されており、本市では人口減少に歯止めをかけるための適切な対策を進めることを前提とし、「佐野市人口ビジョン（平成 27 年 12 月）」を策定しました。

佐野市人口ビジョンにおける人口の将来展望は次頁図 3-4 のとおりです。出生数の向上や、定住・移住促進を図る対策を適切に実施したとしても、平成 52 年（2040 年）には総人口が 100,000 人を下回り、平成 72 年（2060 年）には 85,125 人まで減少するなど、30 年間で 18.5%、50 年間で 29.8%の人口減少になると推計されています。

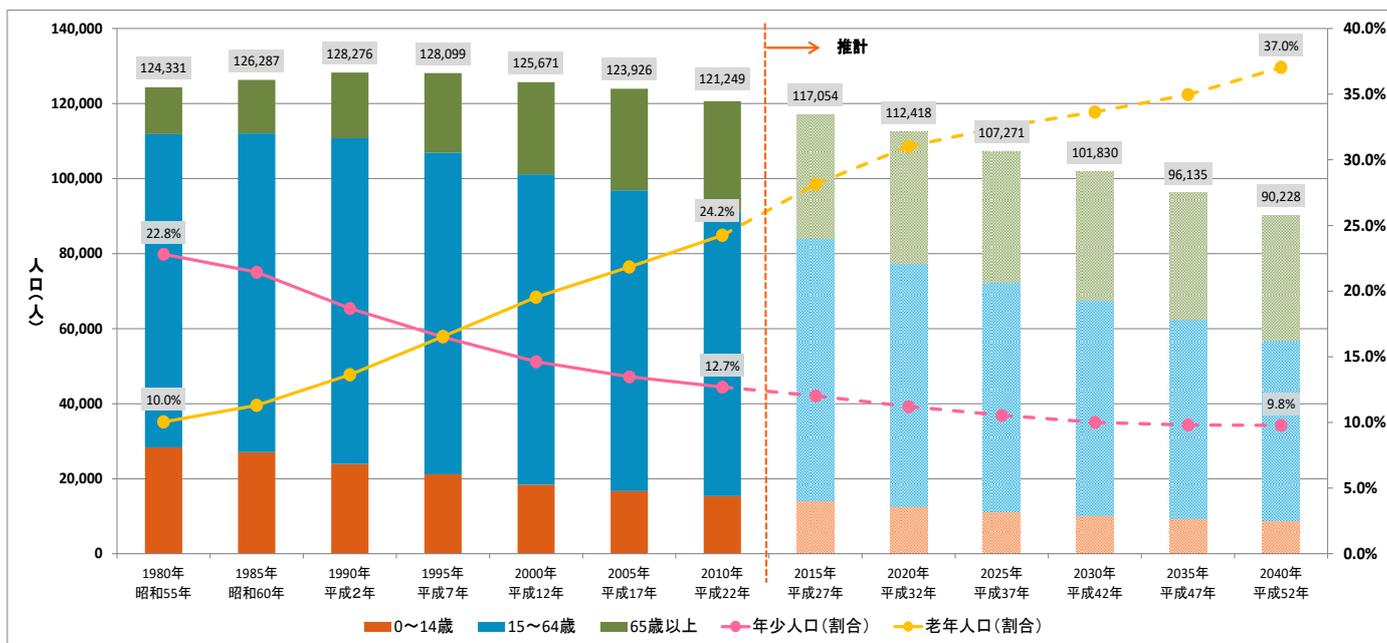
また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口（0～14 歳）は、昭和 55 年（1980 年）に人口の 22.8%を占めていましたが、平成 22 年（2010 年）には 12.7%に減少しています。老年人口（65 歳以上）は、昭和 55 年（1980 年）に人口の 10.0%を占めていましたが、平成 22 年（2010 年）には 24.2%に増加しています。佐野市人口ビジョンの展望によると、平成 57 年（2045 年）の人口構成割合では年少人口は 14.3%、老年人口は 34.5%になると推計されています。

このように、本市においても、人口減少並びに人口構造の高齢化が見込まれており、人口減少に応じた市有施設等の整理及び少子高齢化に応じた市民ニーズに即した市有施設等の見直しが急務となっています。

---

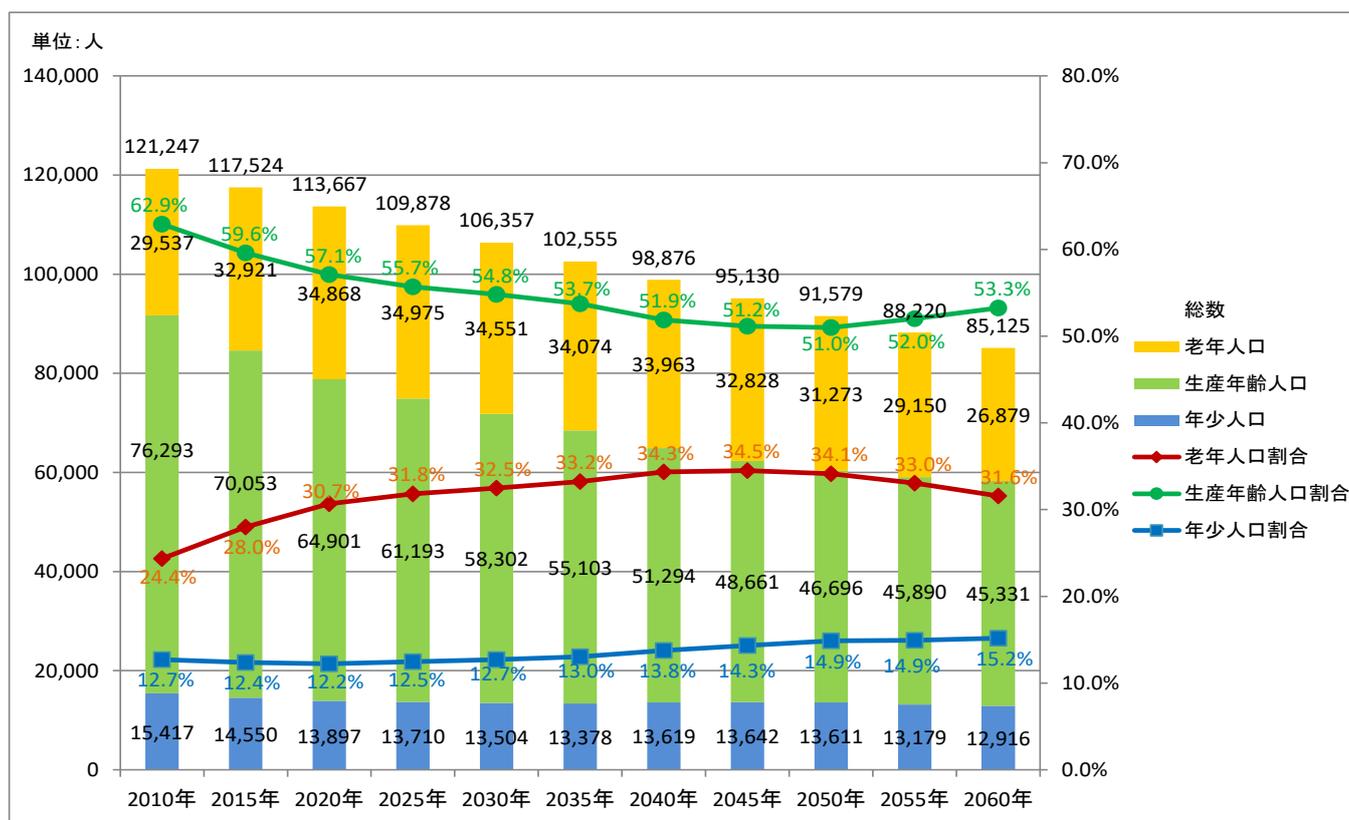
<sup>2</sup> 国勢調査を基礎として算出されているため、住民基本台帳人口とは一致しません。

図 3-3 佐野市人口の将来推計



出所: 国立社会保障・人口問題研究所 平成25年3月公表

図 3-4 佐野市人口の将来展望<sup>3</sup>



出所: 佐野市人口ビジョン (平成 27 年 12 月)

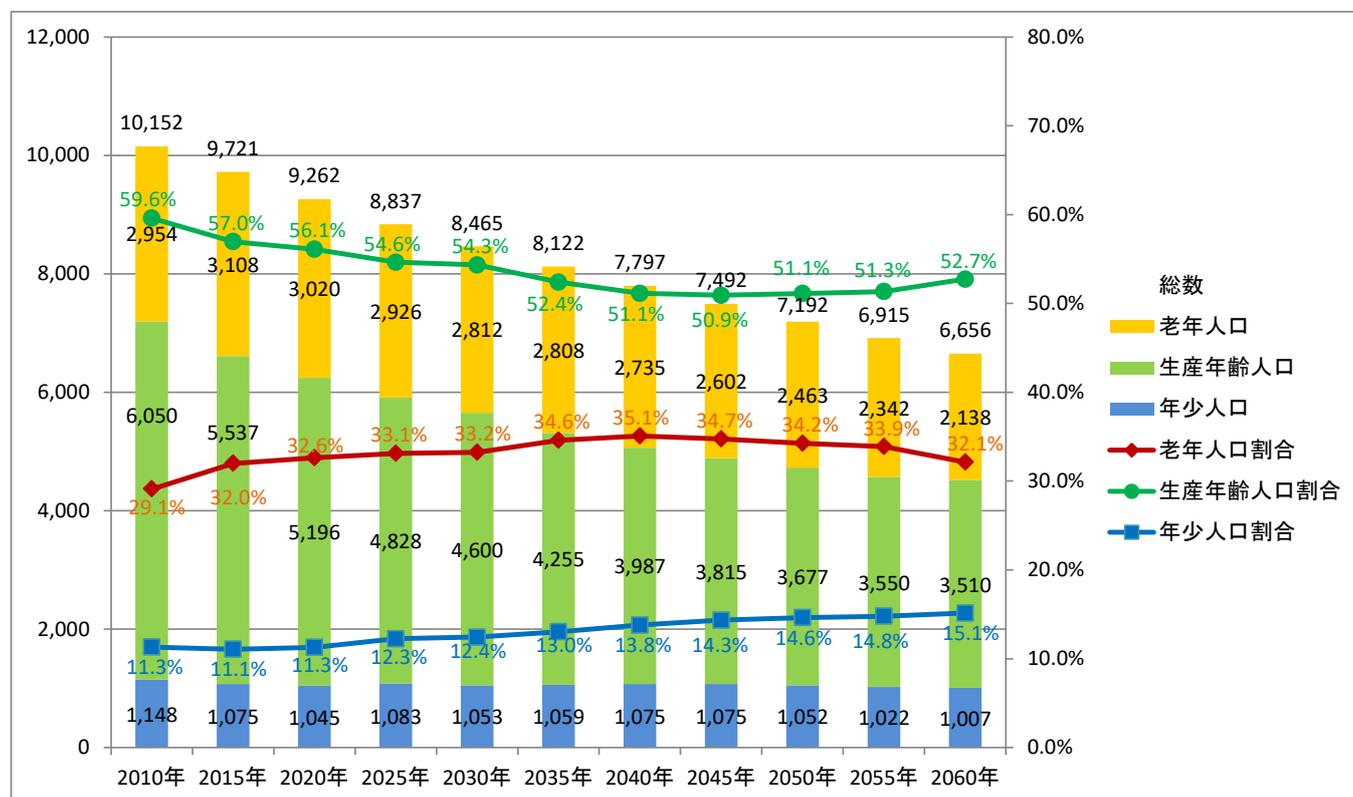
<sup>3</sup> 2010年国勢調査を起点とする将来推計であり、2015年以降は「佐野市人口ビジョン」における仮定を前提とした推計値です。

➤ 地区別人口の将来推計

佐野市人口ビジョンにおける将来展望の仮定を前提とし、平成 22 年（2010 年）時点の人口構成を加味した各地区の将来推計<sup>4</sup>を行いました。

① 城東地区

図 3-4① 城東地区人口の将来推計



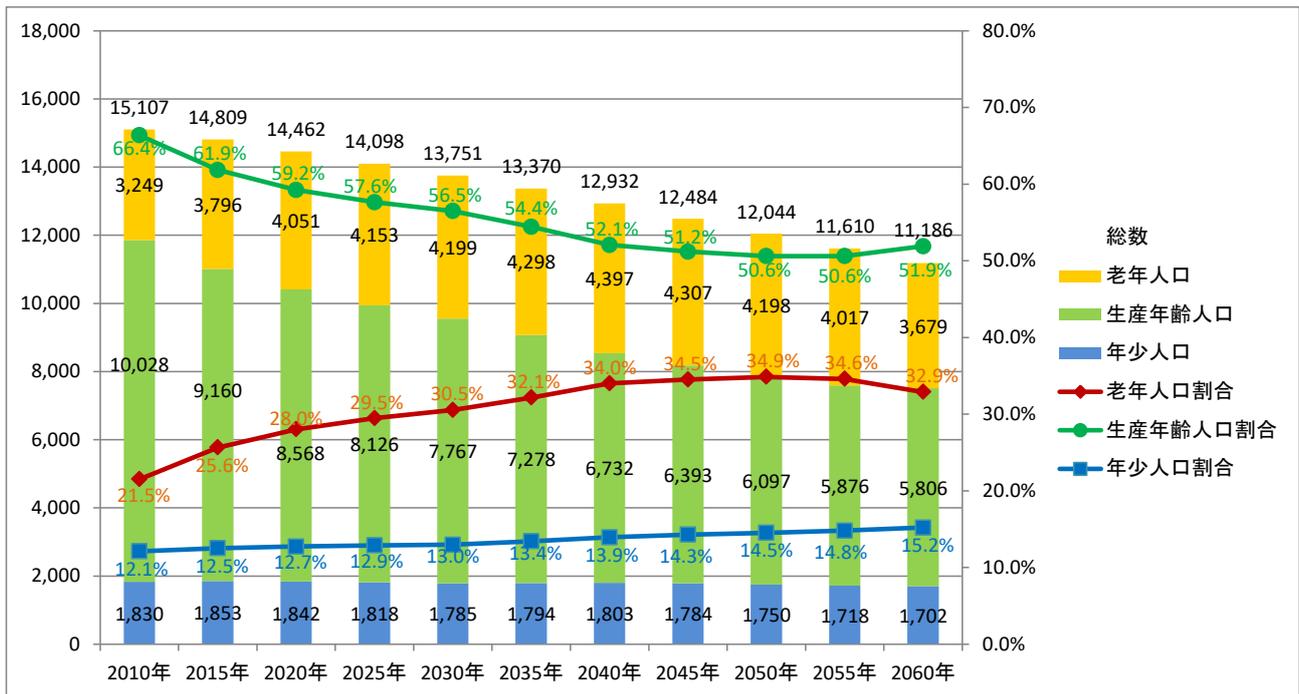
平成 22 年（2010 年）時点の城東地区の人口は 10,152 人ですが、平成 52 年（2040 年）には 7,797 人（減少率 23.2%）、平成 72 年（2060 年）には 6,656 人（減少率 34.4%）まで減少すると推計されます。

城東地区においては、平成 22 年（2010 年）における老年人口（65 歳以上）の割合が全市平均より高く、年少人口（15 歳未満）の割合が全市平均より低いことから、人口の減少率が全市平均より高くなっている状況です。

<sup>4</sup> 2010 年時点の各地区の人口は住民基本台帳データに基づいており、地区別人口の将来推計の合計は、国勢調査データに基づく市全体の将来展望（前頁図 3-4）の人口と一致しません。

② 西地区

図 3-4② 西地区人口の将来推計

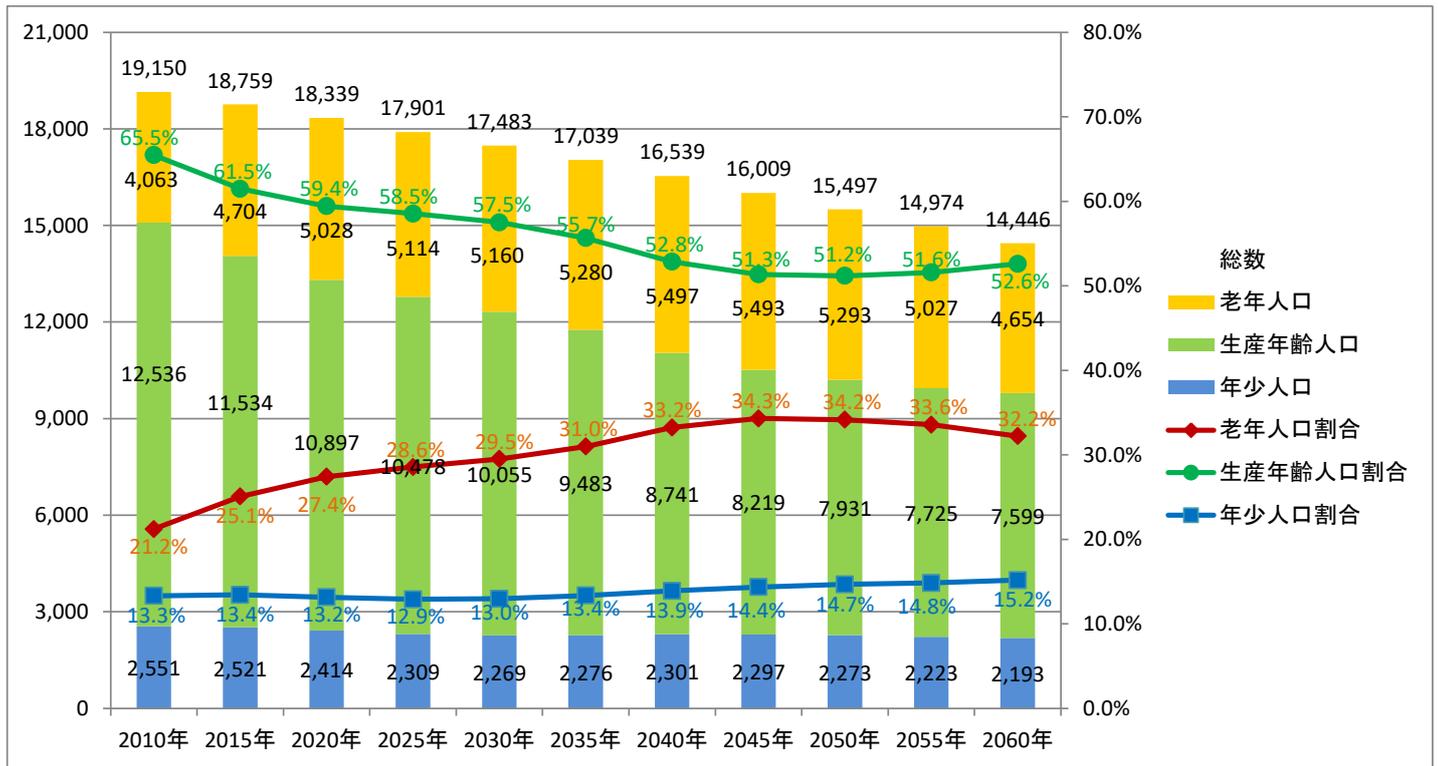


平成 22 年（2010 年）時点の西地区の人口は 15,107 人ですが、平成 52 年（2040 年）には 12,932 人（減少率 14.4%）、平成 72 年（2060 年）には 11,186 人（減少率 26.0%）に減少すると推計されます。

西地区においては、平成 22 年（2010 年）における生産年齢人口（15～64 歳）の割合が他地区に比べて高いことから、人口の減少率は全市平均より若干低くなっています。

③ 南地区

図 3-4③ 南地区人口の将来推計

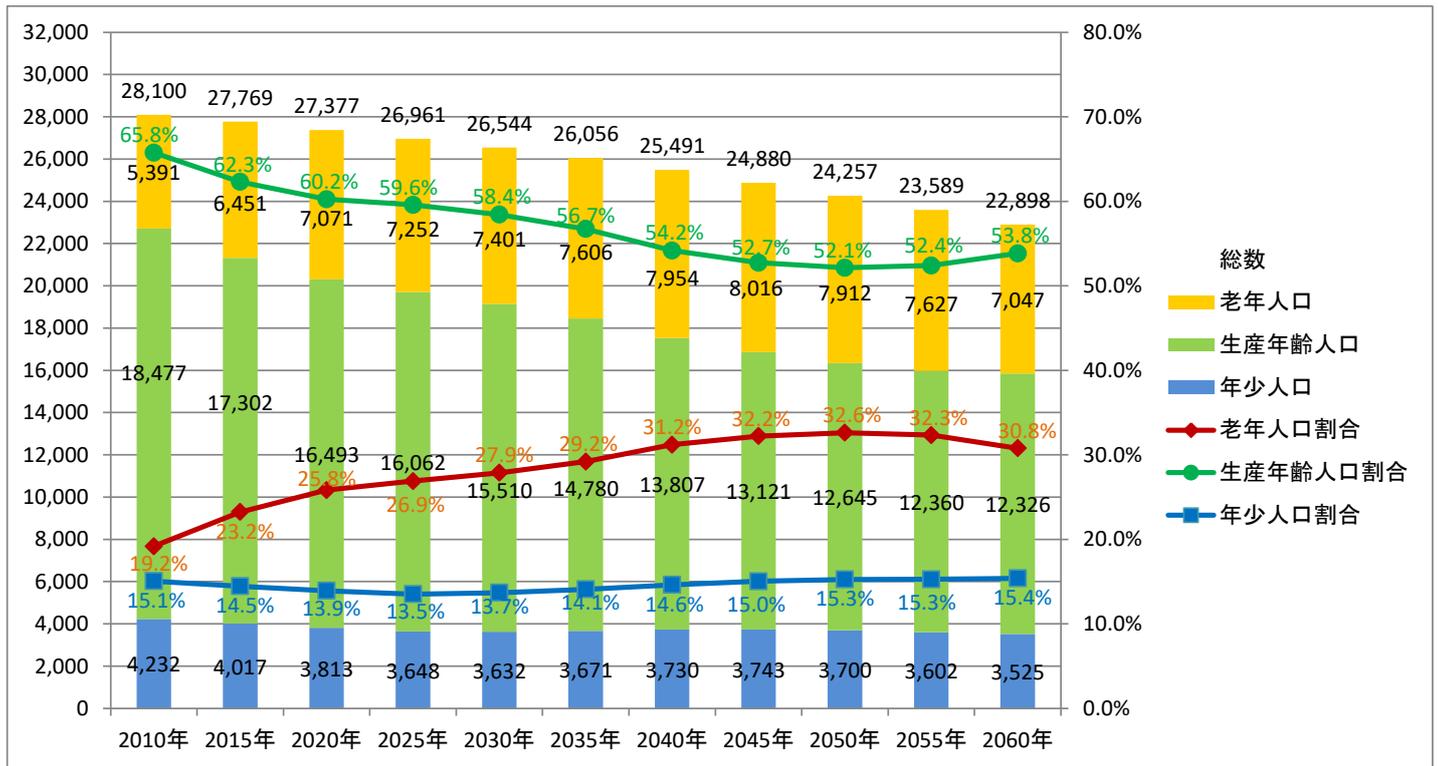


平成 22 年（2010 年）時点の南地区の人口は 19,150 人ですが、平成 52 年（2040 年）には 16,539 人（減少率 13.6%）、平成 72 年（2060 年）には 14,446 人（減少率 24.6%）に減少すると推計されます。

南地区においては西地区と同様に、平成 22 年（2010 年）における生産年齢人口（15～64 歳）の割合が全市平均より高く、人口の減少率は全市平均より若干低くなっています。

④ 北地区

図 3-4④ 北地区人口の将来推計



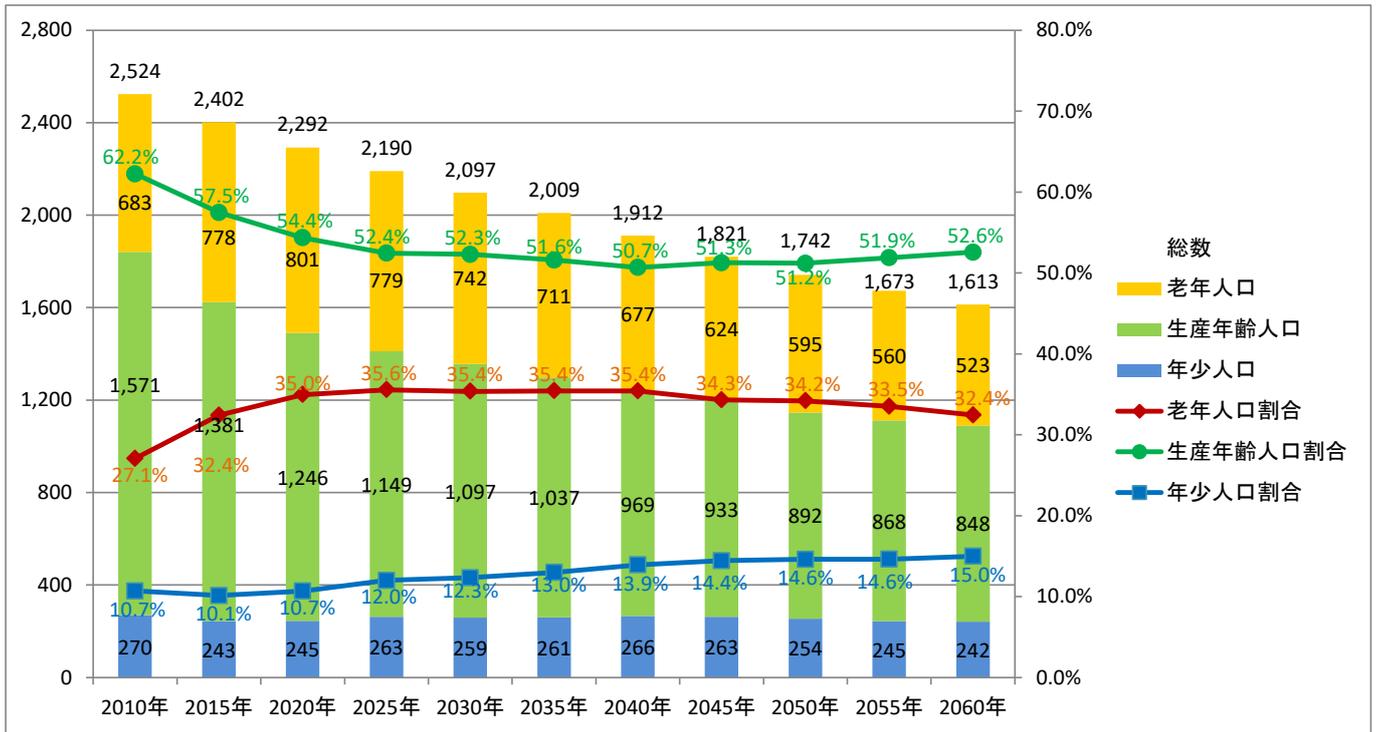
平成 22 年（2010 年）時点の北地区の人口は各地区の中で最多の 28,100 人であり、平成 52 年（2040 年）には 25,491 人（減少率 9.3%）、平成 72 年（2060 年）には 22,898 人（減少率 18.5%）に減少すると推計されます。

北地区においては、平成 22 年（2010 年）における年少人口（15 歳未満）の割合が最も高く、老年人口割合（65 歳以上）の割合が最も低いため、人口の減少率は各地区の中で最も低くなっています。

ただし、老年人口が平成 22 年（2010 年）の 5,391 人から平成 52 年（2040 年）には 7,954 人まで増加（増加率 47.5%）し、年少人口についても 4,232 人から 3,730 人まで減少（減少率 11.9%）する見込みであり、今後 30 年間に於ける老年人口及び年少人口の増減率が他地区に比べ最も高くなっています。

⑤ 吾妻地区

図 3-4⑤ 吾妻地区人口の将来推計

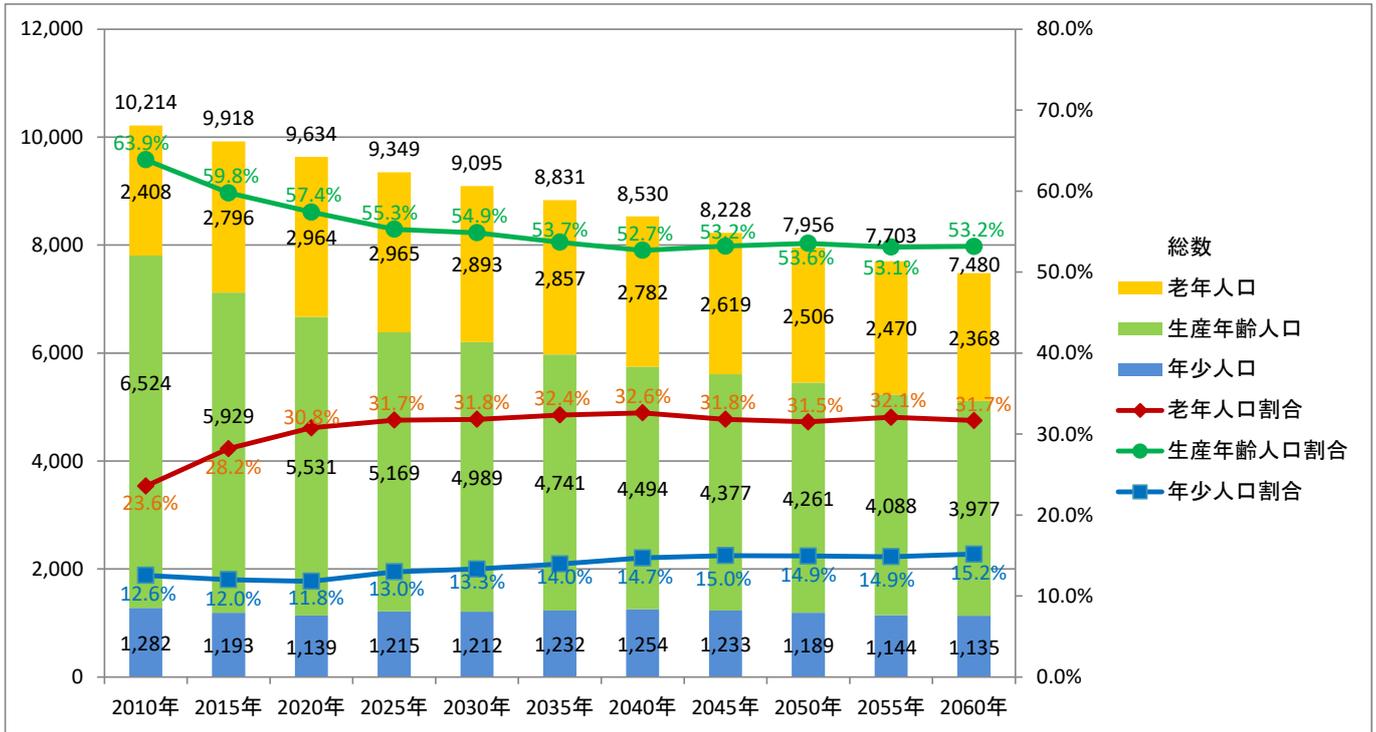


平成 22 年（2010 年）時点の吾妻地区の人口は各地区の中で最少の 2,524 人であり、平成 52 年（2040 年）には 1,912 人（減少率 24.2%）、平成 72 年（2060 年）には 1,613 人（減少率 36.1%）まで減少すると推計されます。

吾妻地区においては、平成 22 年（2010 年）における老年人口（65 歳以上）の割合が全市平均より高く、年少人口（15 歳未満）の割合が全市平均より低いことから、人口の減少率が全市平均より高くなっている状況です。

⑥ 赤見地区

図 3-4⑥ 赤見地区人口の将来推計

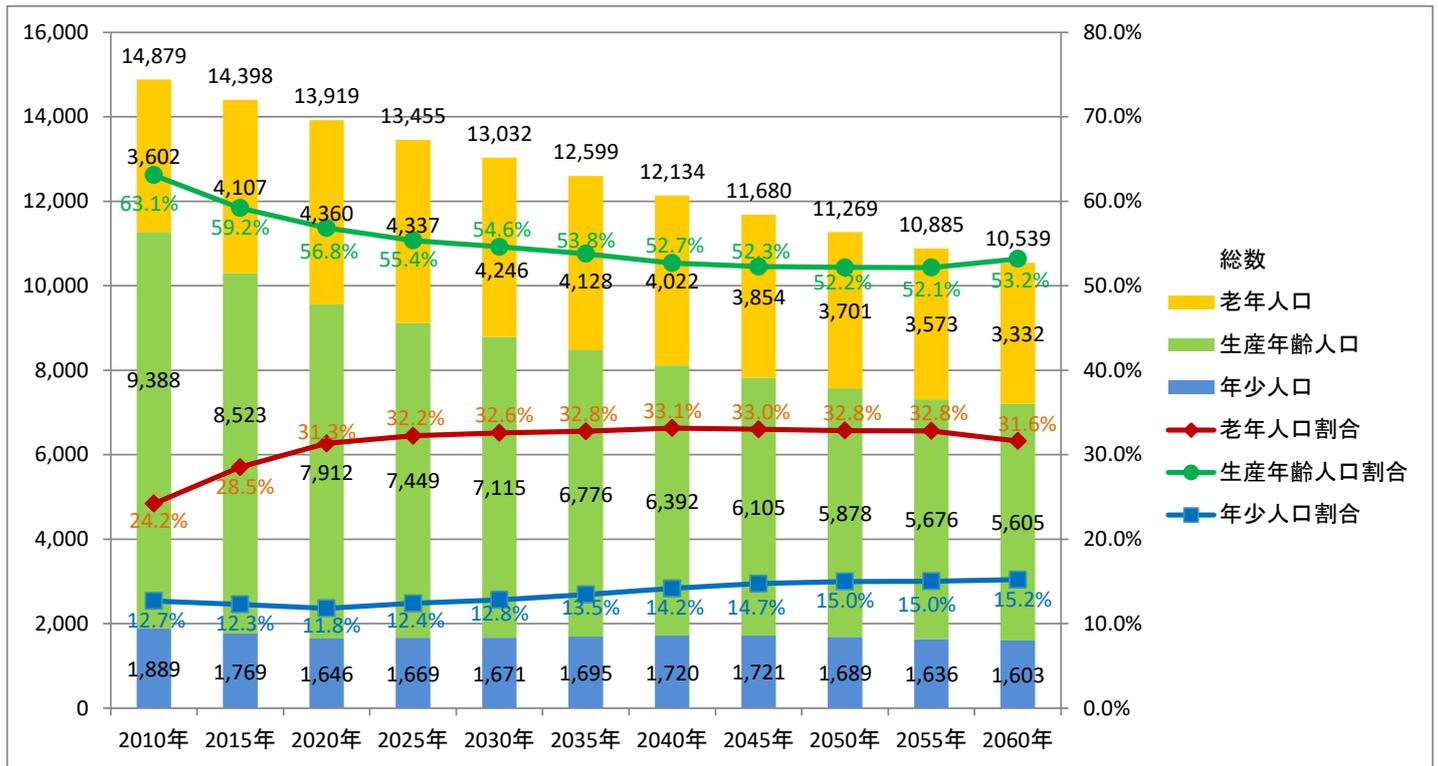


平成 22 年（2010 年）時点の赤見地区の人口は 10,214 人であり、平成 52 年（2040 年）には 8,530 人（減少率 16.5%）、平成 72 年（2060 年）には 7,480 人（減少率 26.8%）まで減少すると推計されます。

赤見地区においても他地区と同様に、老年人口割合の増加と生産年齢人口の減少が今後 30 年間程度で進行することが見込まれています。

⑦ 田沼東地区

図 3-4⑦ 田沼東地区人口の将来推計

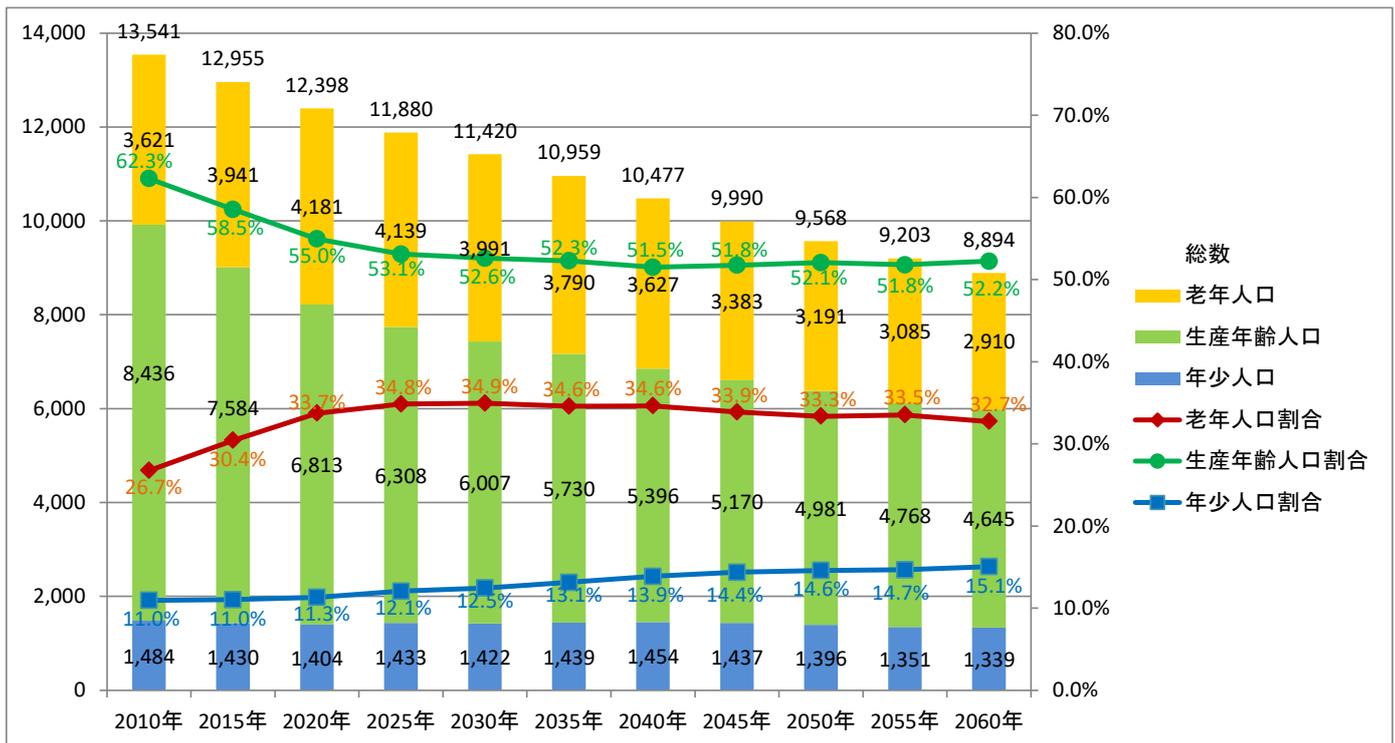


平成 22 年（2010 年）時点の田沼東地区の人口は 14,879 人であり、平成 52 年（2040 年）には 12,134 人（減少率 18.4%）、平成 72 年（2060 年）には 10,539 人（減少率 29.2%）に減少すると推計されます。

田沼東地区においても他地区と同様に、老年人口割合の増加と生産年齢人口の減少が今後 30 年間程度で進行することが見込まれています。

⑧ 田沼西地区

図 3-4⑧ 田沼西地区人口の将来推計

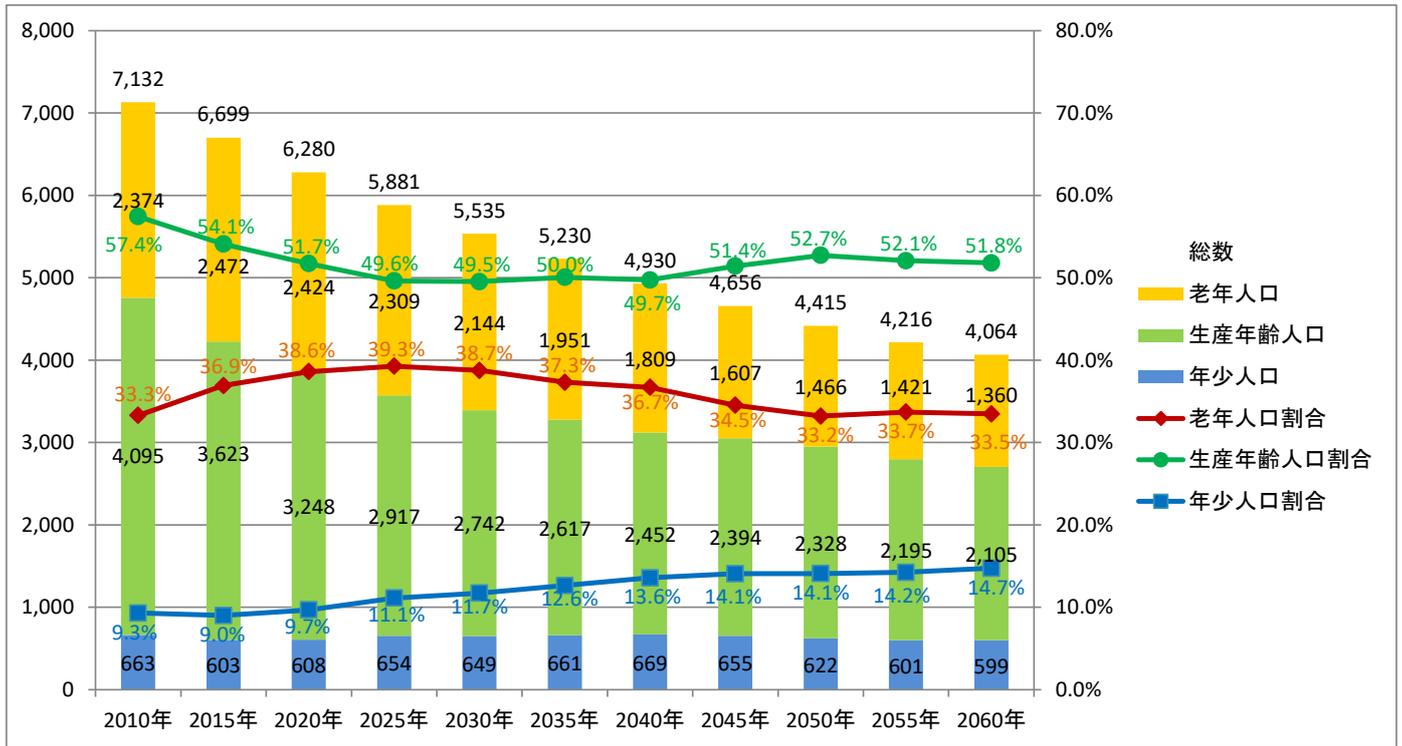


平成 22 年（2010 年）時点の田沼西地区の人口は 13,541 人であり、平成 52 年（2040 年）には 10,477 人（減少率 22.6%）、平成 72 年（2060 年）には 8,894 人（減少率 34.3%）まで減少すると推計されます。

田沼西地区においては、平成 22 年（2010 年）における老年人口（65 歳以上）の割合が全市平均より高く、年少人口（15 歳未満）の割合が全市平均より低いことから、人口の減少率が全市平均より高くなっている状況です。

⑨ 葛生地区

図 3-4⑨ 葛生地区人口の将来推計

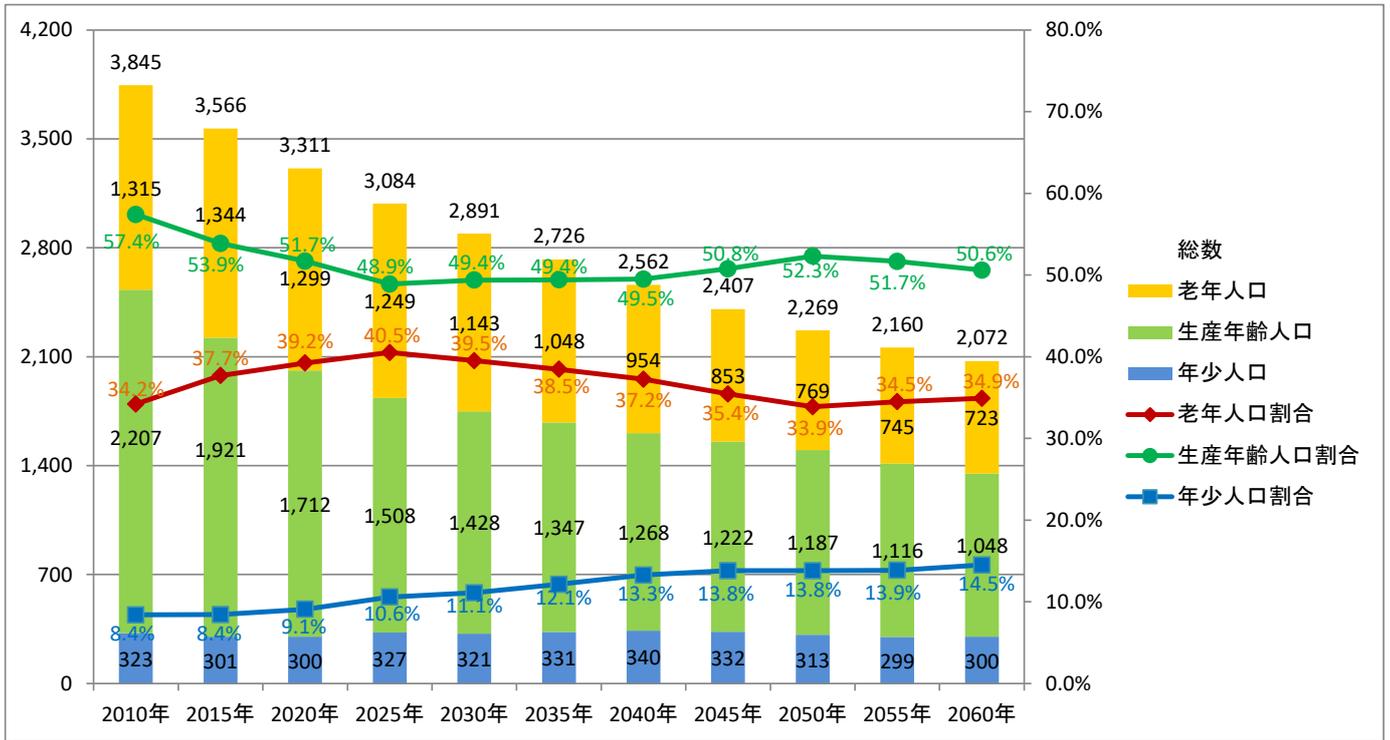


平成 22 年（2010 年）時点の葛生地区の人口は 7,132 人であり、平成 52 年（2040 年）には 4,930 人（減少率 30.9%）、平成 72 年（2060 年）には 4,064 人（減少率 43.0%）まで減少すると推計されます。

葛生地区においては、平成 22 年（2010 年）における生産年齢人口（15～64 歳）の割合が各地区の中で最も低く、人口の減少が他地区に比べて急激に進行することが見込まれています。

⑩ 常盤地区

図 3-4⑩ 常盤地区人口の将来推計



平成 22 年（2010 年）時点の常盤地区の人口は 3,845 人であり、平成 52 年（2040 年）には 2,562 人（減少率 33.4%）、平成 72 年（2060 年）には 2,072 人（減少率 46.1%）まで減少すると推計されます。

常盤地区においては、平成 22 年（2010 年）における老年人口（65 歳以上）の割合が各地区の中で最も高く、年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15～64 歳）の割合が最も低くなっています。よって、各地区の中で最も人口の減少率が高く、50 年後には現在の人口の半数近くまで減少する見込みです。

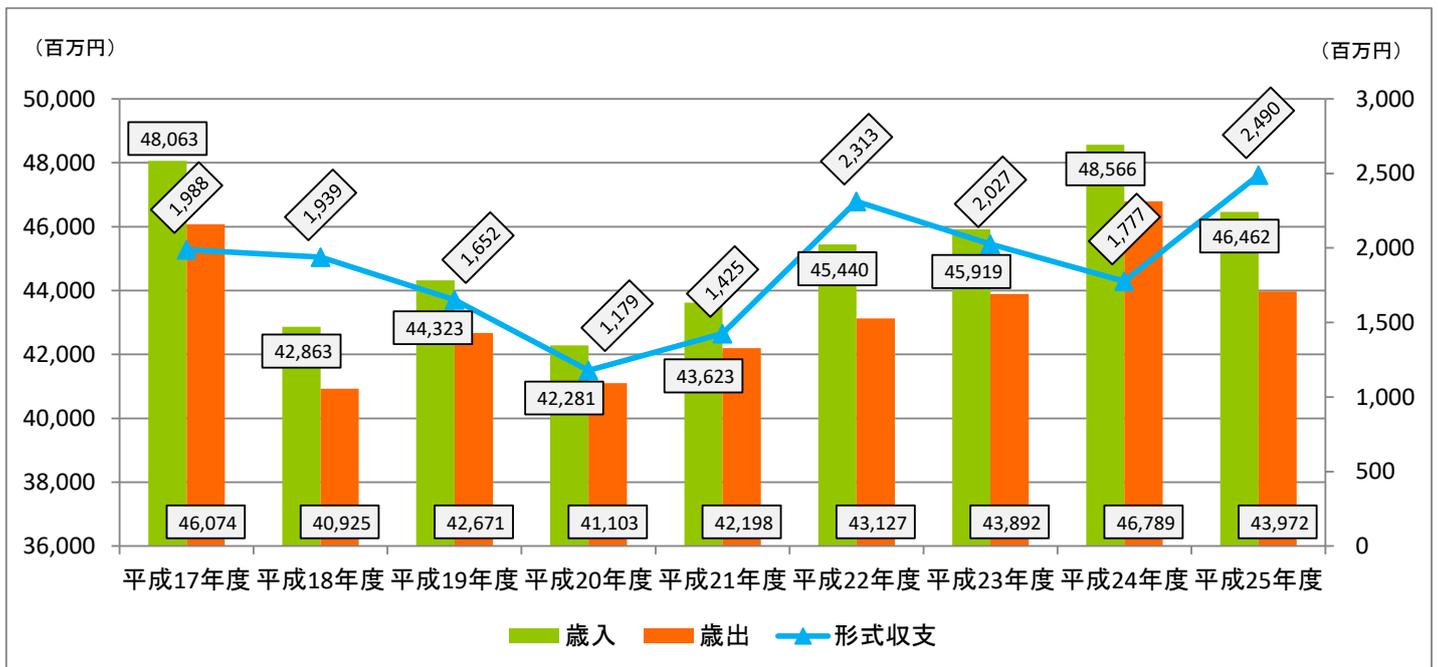
## 2. 財政の状況

### ➤ 普通会計の概要

#### (1) 財政規模

本市の普通会計<sup>5</sup>の財政状況の推移をみると、平成 25 年度における歳入額は約 465 億円であり、平成 20 年度以降は平成 24 年度まで増加傾向にあったものの、平成 25 年度に減少に転じています。一方、平成 25 年度における歳出額は約 440 億円であり、平成 20 年度以降平成 24 年度まで増加傾向にあったものの、歳入と同様、平成 25 年度に減少に転じています。歳入と歳出の決算額の差額である形式収支は約 25 億円であり、平成 17 年度以降でもっとも高いことがうかがえます。

図 3-5 歳入・歳出の推移



<sup>5</sup> 普通会計とは、一般会計を中心とした会計のことで、地方公共団体の会計のうち公営事業会計を除く会計をいいます。

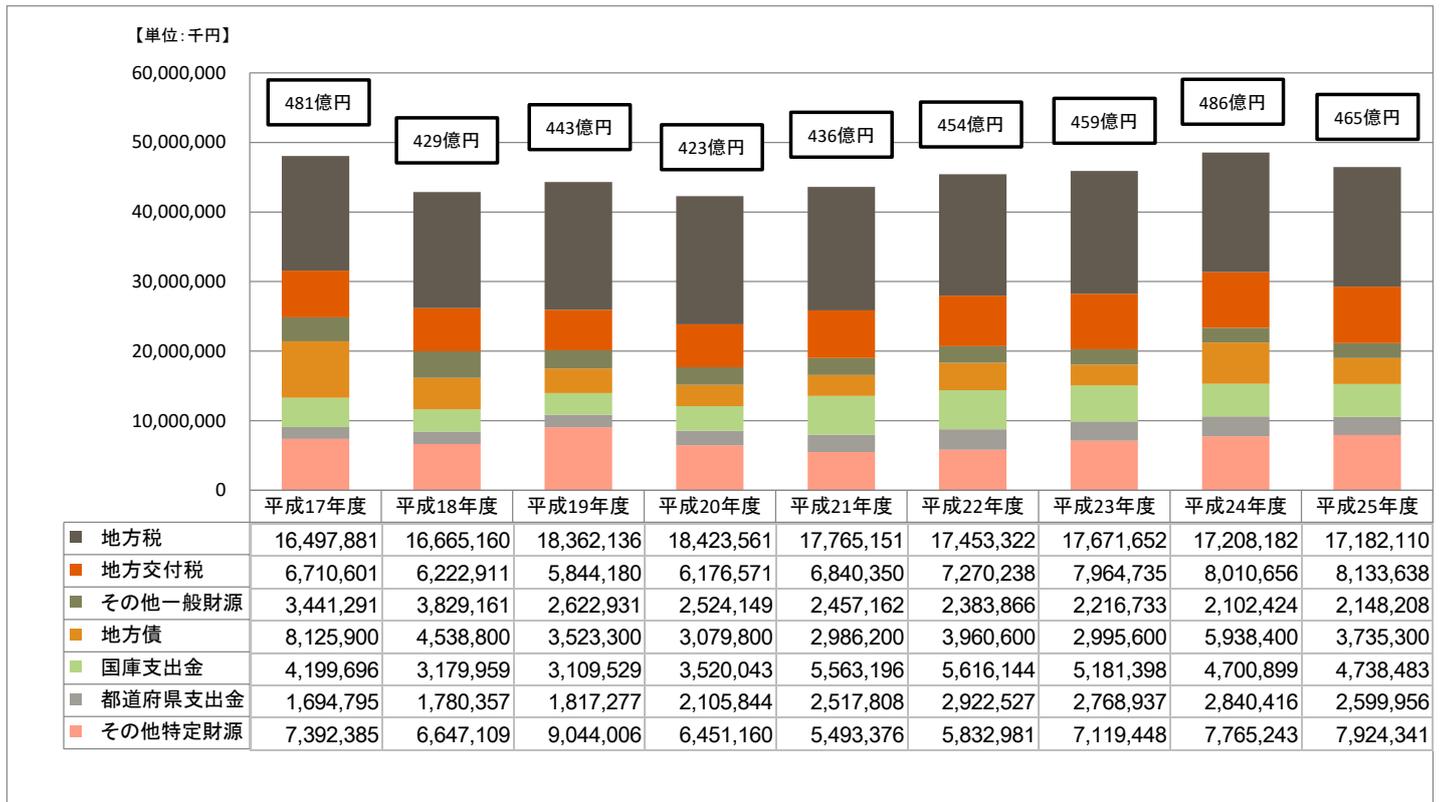
## (2) 歳入

本市の平成25年度の普通会計の歳入は約465億円です。その内訳は、地方税が約172億円で最も多く、全体の約4割を占め、次いで地方交付税が約81億円、その他特定財源が約79億円の順になっています。歳入の推移をみると、ここ数年においては、460億円前後の歳入規模を維持しており、歳入の構成割合も毎年度おおむね同様の割合で推移していることがうかがえます。

なお、地方交付税のうち、大半を占める普通交付税の算定は、総務省が決定した各団体の基準財政需要額（通常必要と考えられる金額）と基準財政収入額（標準的な税収入の一定割合）との差額（不足額）になります。本市は、平成17年に1市2町が合併して誕生しているため、合併により基準財政需要額が下がることにはなりますが、合併から10年間は、特例により、その後も合併がなかったものと仮定し、旧市町ごとに算定した普通交付税の合算額が維持され、合併による普通交付税の不利益を被ることがないように配慮されています。しかしながら、合併から10年経過後は、5年間の経過措置をもって、特例の効力は失われ、旧市町ごとではなく、佐野市だけでの一本算定に移行することから、基準財政需要額が下がることとなります。

そのため、合併後10年経過した平成26年度までは地方交付税が据え置かれていましたが、平成27年度からの5年間の経過措置を経て、平成32年度以降は、通常の本一本算定となることから、地方交付税の割合が減少していくことが見込まれます。

図3-6 財源別歳入の推移

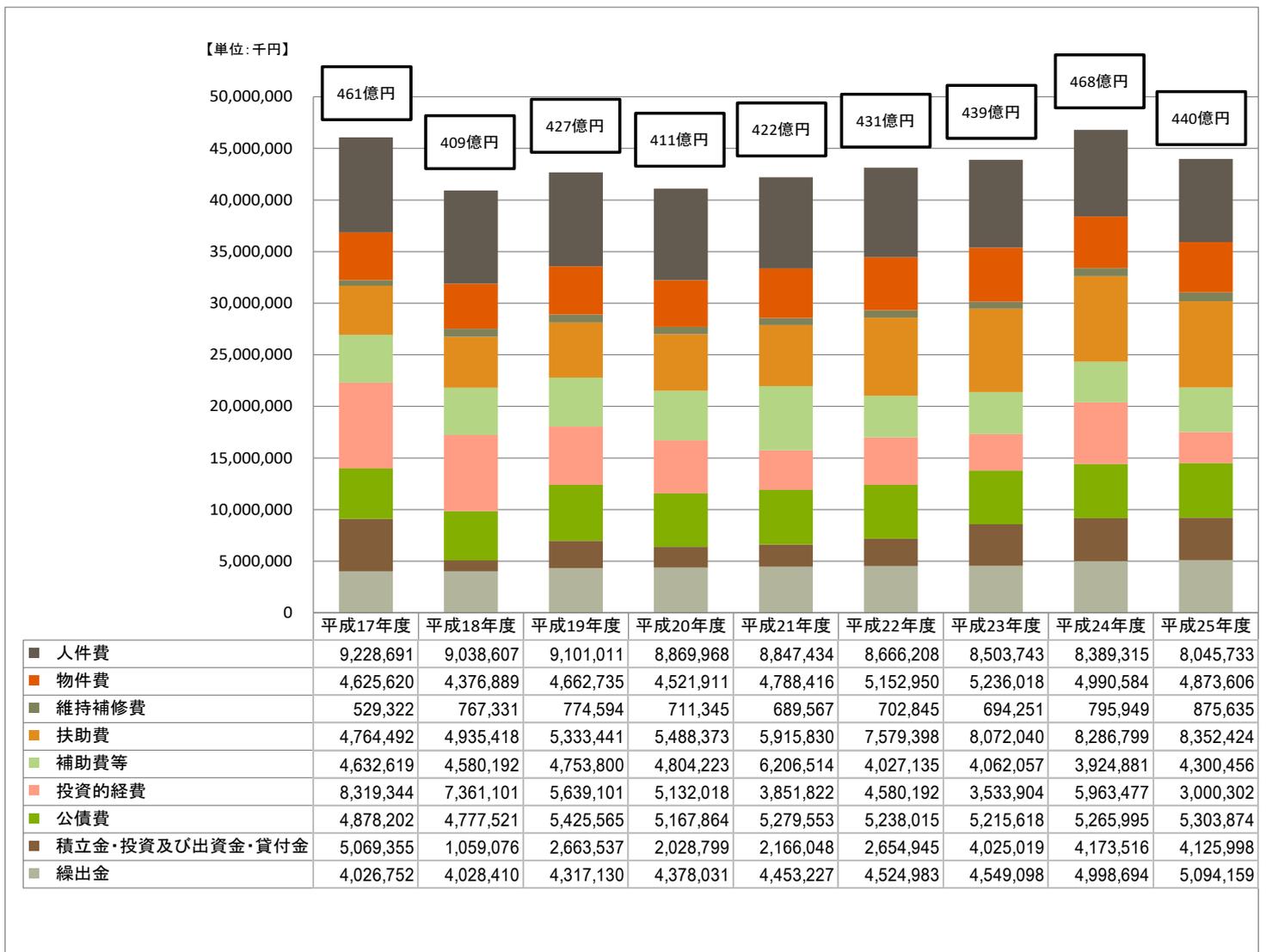


### (3) 歳出

本市の平成25年度の普通会計の歳出は約440億円です。その内訳は、扶助費が約84億円で最も多く、およそ19.0%を占めており、次いで人件費が約80億円、公債費が約53億円となっています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は人員削減等の影響により減少しているものの、扶助費は国の施策や景気の動向による社会保障費の増大により、年々増加傾向にあります。公債費は横ばいで推移しています。投資的経費、積立金・投資及び出資金・貸付金については年度によってばらつきがありますが、その他の歳出については、ほぼ横ばいで推移しています。

図3-7 性質別歳出の推移



#### (4) 財政指標の状況

##### ● 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。平成25年度における本市の財政力指数は0.72であり、指標が高い順に順位付けすると、全国で391位/1742団体、栃木県内で12位/26団体となっています。

図3-8 財政力指数の推移



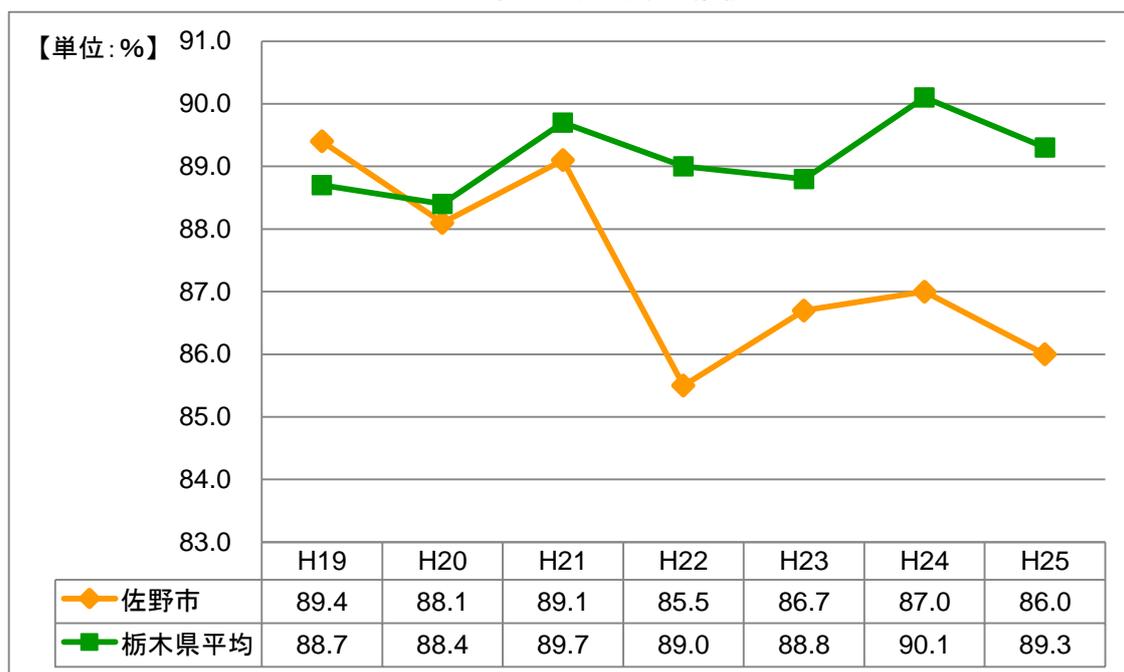
出所：総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧

● 経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合のことです。

この指標が高いほど、財政が硬直化しているといえるため、数値が低いほど、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになります。平成 25 年度における本市の経常収支比率は 86.0%であり、指標が低い順に順位付けすると、全国で 707 位／1742 団体、栃木県内で 9 位／26 団体となっています。

図 3-9 経常収支比率の推移



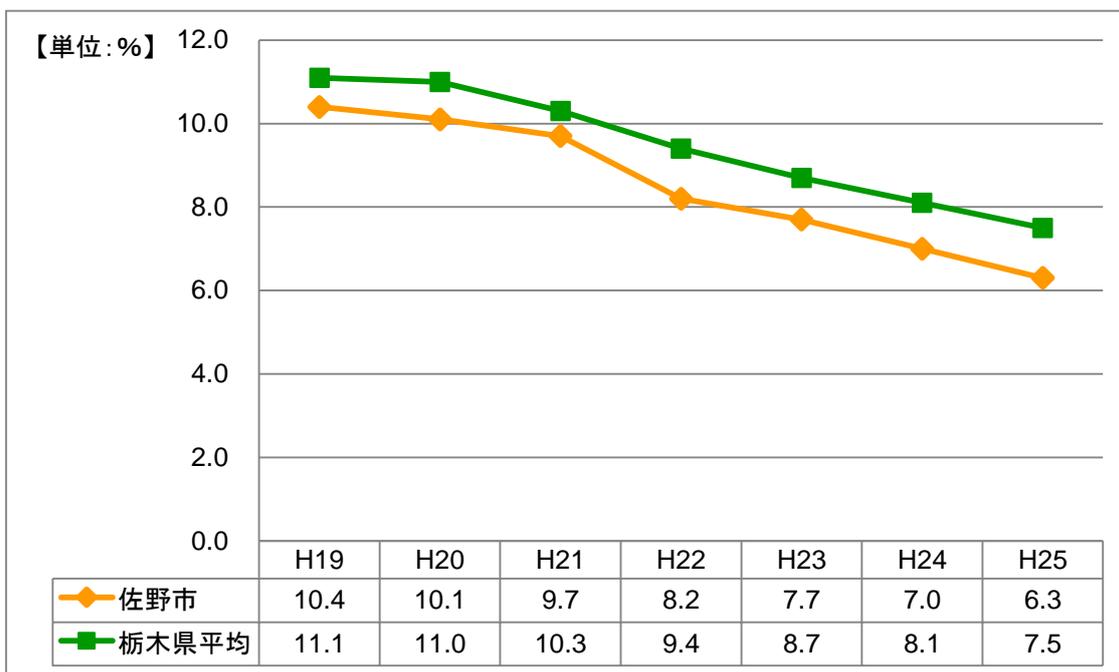
出所：総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧

● 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%とされています。平成25年度における本市の実質公債費比率は、6.3%であり、比率が低い順に順位付けすると、全国で373位/1742団体、栃木県内で5位/26団体となっています。

図3-10 実質公債費比率の推移



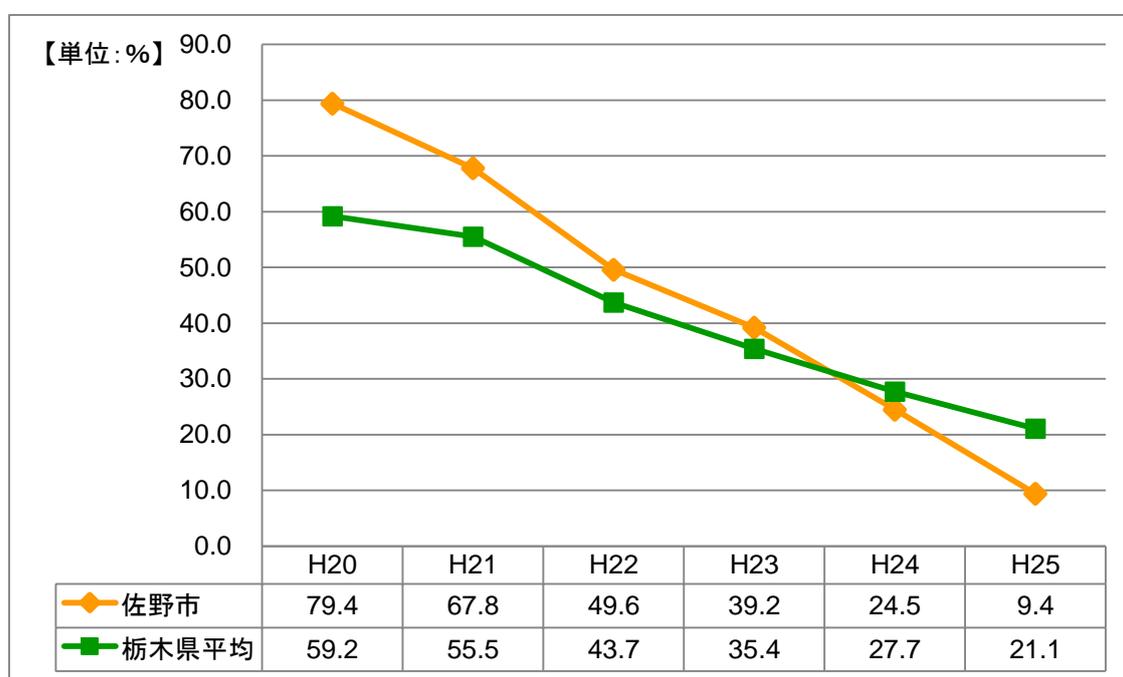
出所：総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧

● 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことであり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は 350%とされています。平成 25 年度における本市の将来負担比率は、9.4%であり、栃木県平均 21.1%と比較して低い水準にあり、相対的に財政を圧迫する可能性は低いことがうかがえます。

図 3-11 将来負担比率の推移



出所：総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧



➤ 市有施設の維持管理等にかかる経費について

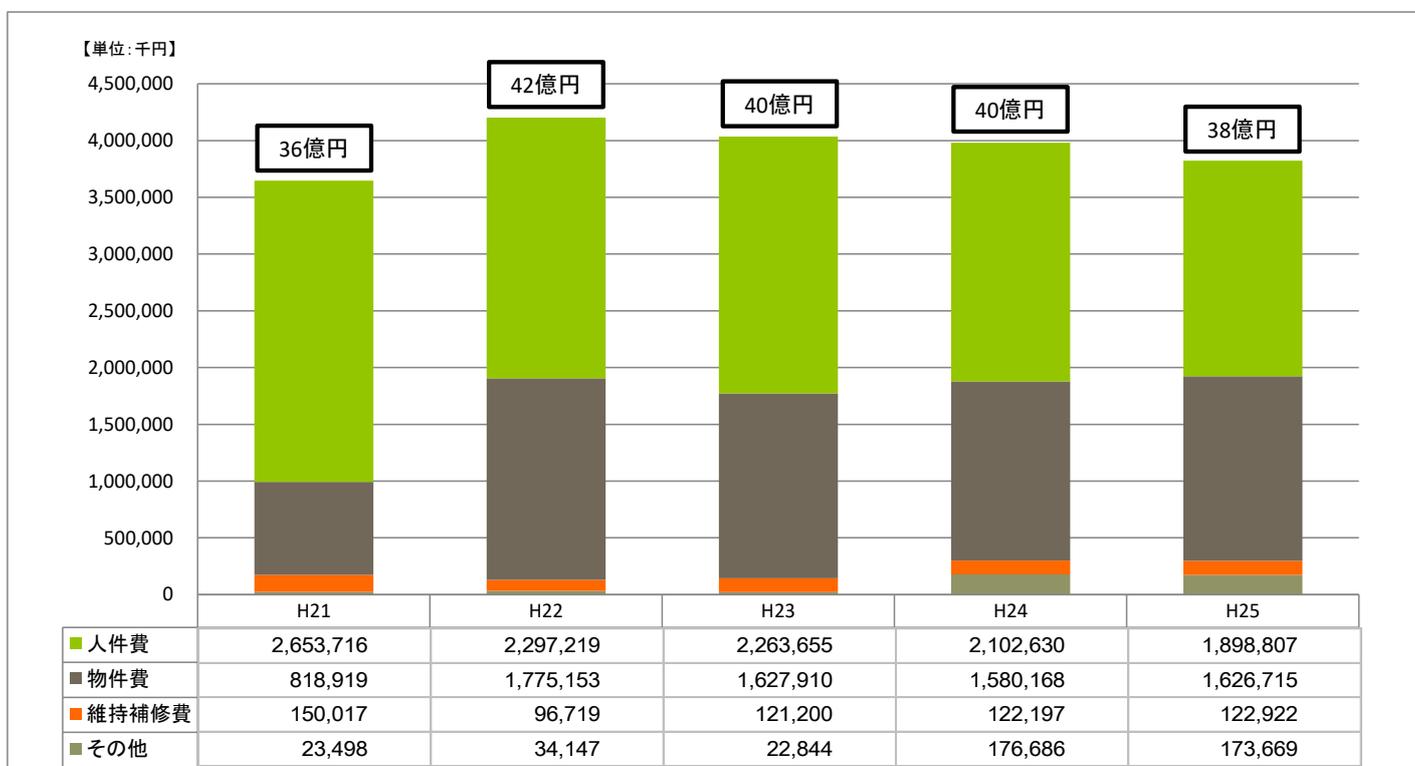
(1) 施設管理費の推移状況

図 3-13 施設管理費の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	推移
施設管理費	3,646百万円	4,203百万円	4,036百万円	3,982百万円	3,822百万円	

施設管理費は毎年度 40 億円前後で推移しており、平成 25 年度における施設管理費の決算数値は約 38 億円となっています。上図 3-13 のとおり、平成 23 年度以降年々減少傾向にあることがうかがえます。

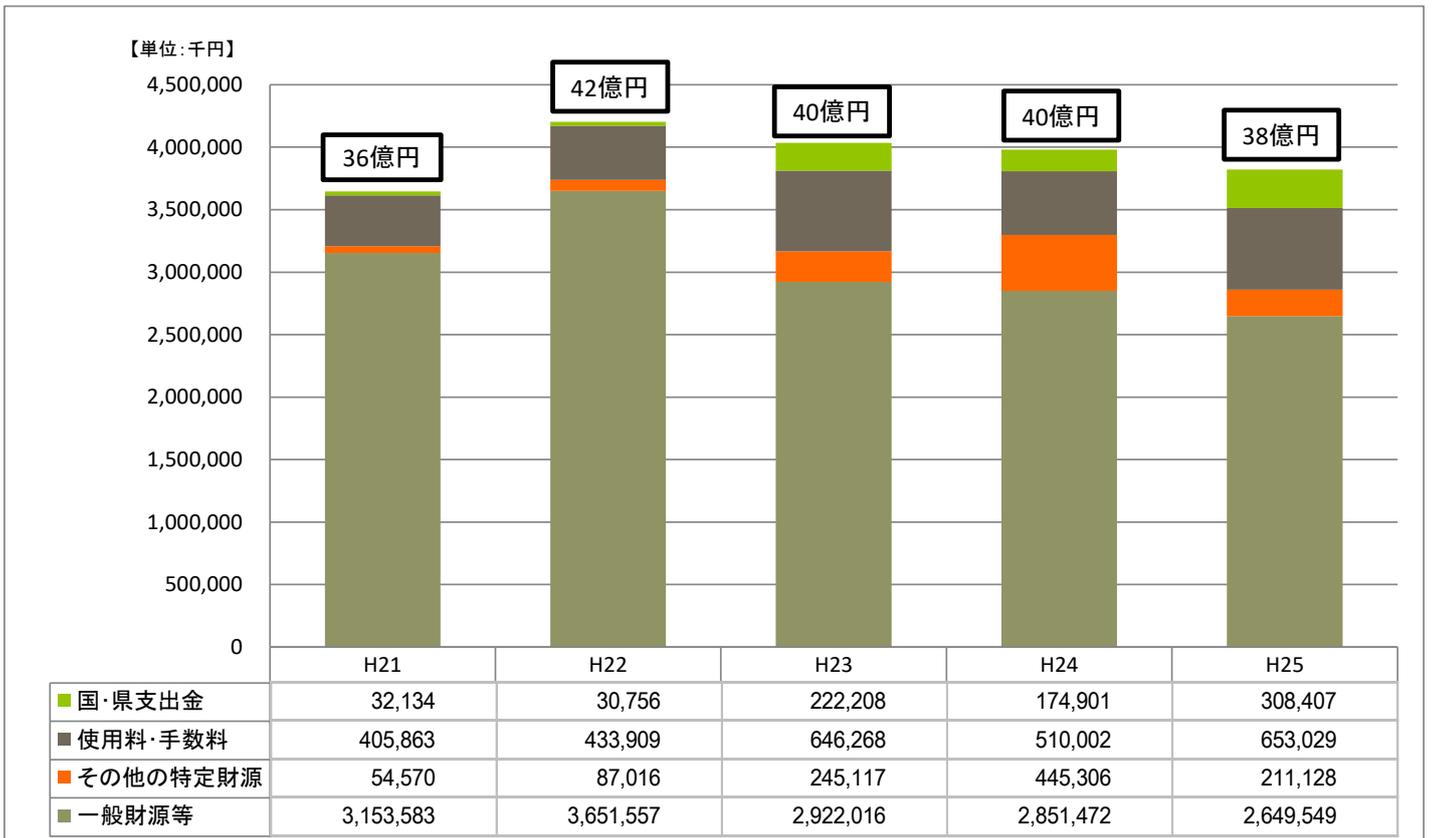
図 3-14 経費区分別施設管理費の推移



出所：決算統計

経費区分別では、人件費が約 5 割程度、物件費が約 4 割程度を占めています。時系列でみると、人件費が人員削減等の影響により年々減少傾向にあります。物件費は平成 22 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。維持補修費は平成 22 年度に減少しましたが、その後増加したのちに平成 23 年度より横ばいで推移し、その他は平成 24 年度より増加傾向にあります。

図 3-15 財源区分別施設管理費の推移



出所：決算統計

財源区分別では、一般財源等が約 7～8 割程度、使用料・手数料が約 1～2 割程度を占めています。時系列で見ると、一般財源等は年々減少傾向にあります。使用料・手数料は平成 23 年度以降増加傾向、国・県支出金は年々増加傾向にあります。

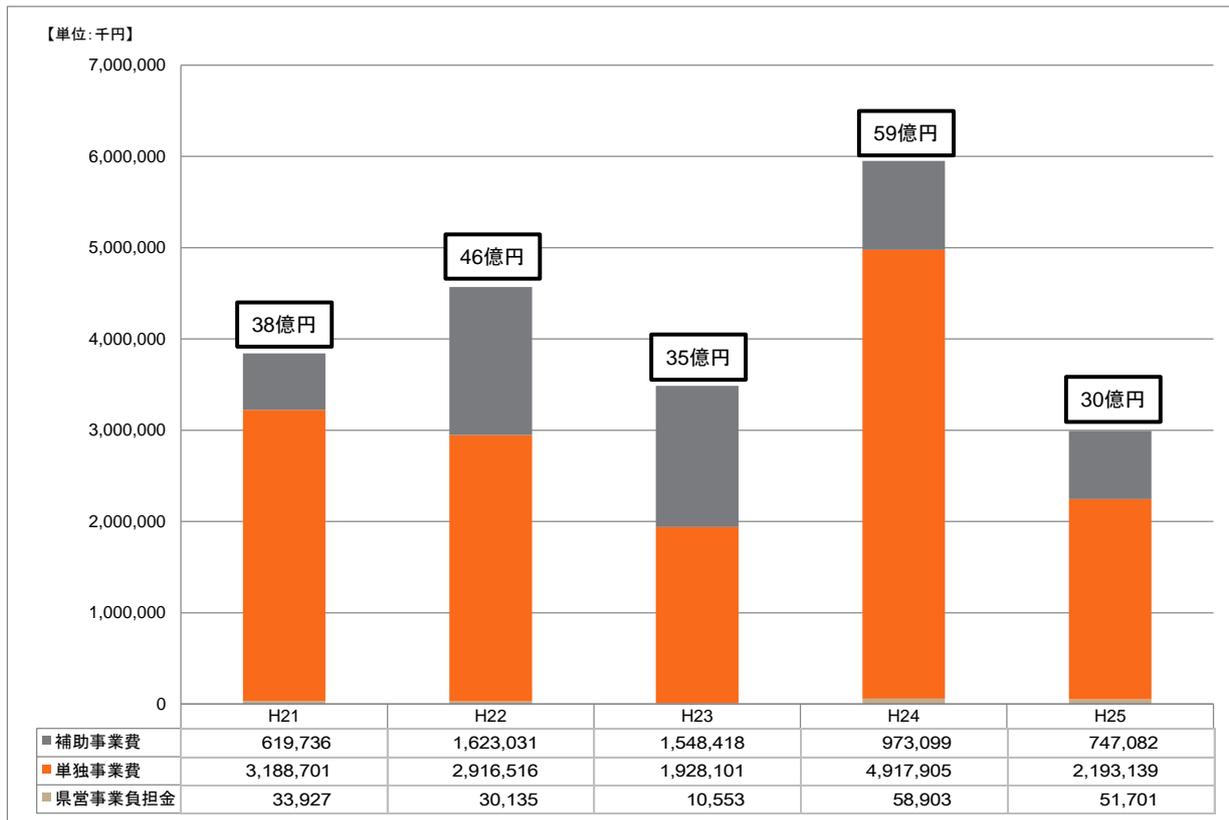
(2) 普通建設事業費<sup>6</sup>の推移状況

図 3-16 普通建設事業費の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	推移
①普通建設事業費	3,842百万円	4,570百万円	3,487百万円	5,950百万円	2,992百万円	
②うち県営事業負担金	34百万円	30百万円	11百万円	59百万円	52百万円	
①-②	3,808百万円	4,540百万円	3,477百万円	5,891百万円	2,940百万円	

普通建設事業費とは、その経費の支出の効果が単年度又は短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものです。上図 3-16のとおり、普通建設事業費は、年度ごとで幅があり、直近5年の平均額は約42億円となっています。普通建設事業費の中には、本市所有の資本ではない、県営事業に対する負担金も含まれるため、当該負担額を除いた、本市における固定的な資本に向けられた数値での比較も実施しています。直近5年間で比較すると、平成25年度の決算数値は約29億円であり、最も低いことがうかがえます。

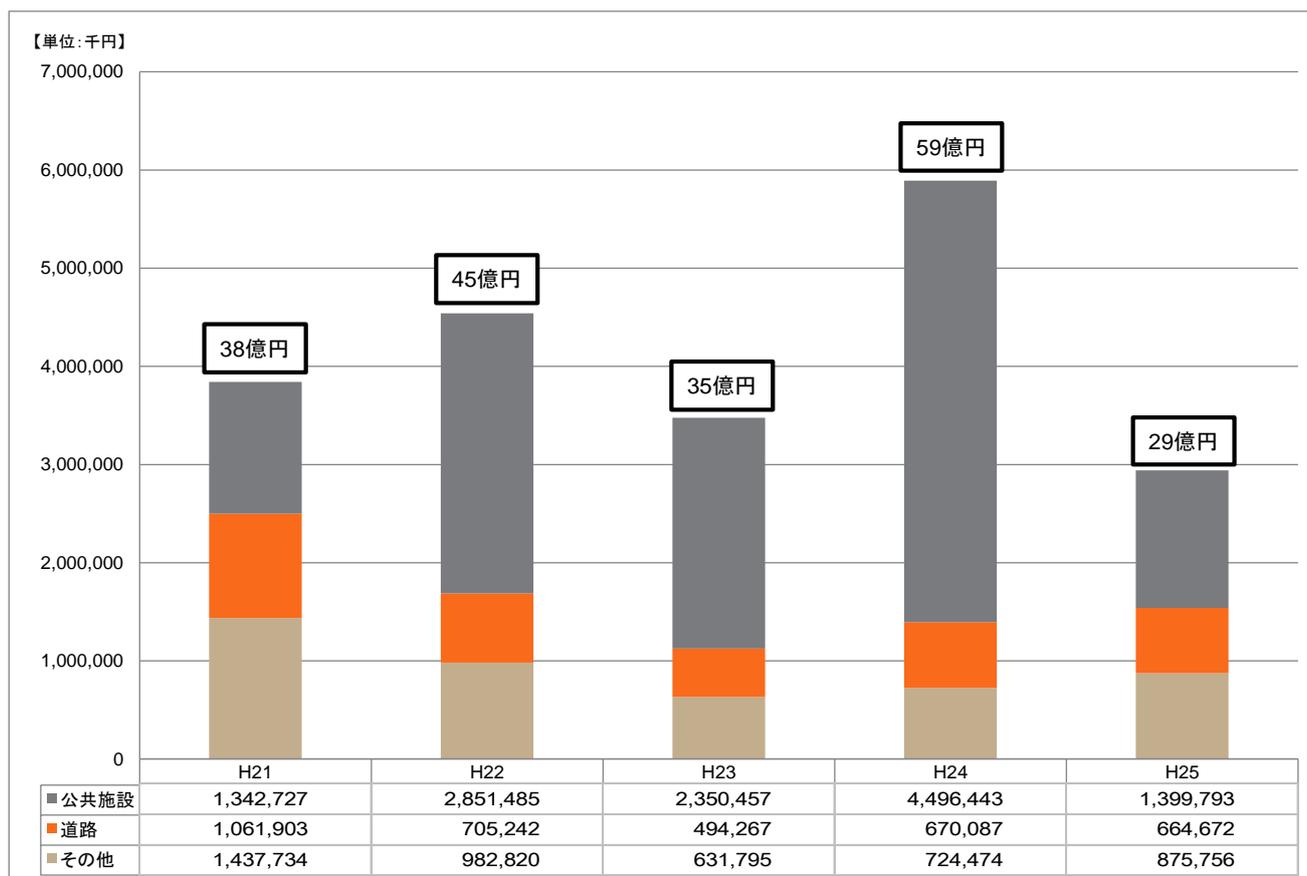
図 3-17 財源別普通建設事業費の推移



財源別にみると、上図 3-17のとおり、平成25年度における単独事業費は約22億円、補助事業費は約7億円となっており、全体の約7割が単独事業費となっています。時系列でみると単独事業費は年度ごとに幅がある一方で、補助事業費は平成22年度以降、年々減少傾向にあることがうかがえます。

<sup>6</sup> 普通建設事業費には、民間資本の形成に対する補助金も含まれています。

図 3-18 施設別普通建設事業費の推移



出所：決算統計

上図 3-18は、普通建設事業費のうち、県営事業負担金を除いた、本市の固定的資本に対する普通建設事業費の推移を施設別に表したものです。平成 25 年度においては、普通建設事業費のうち市有施設に対する事業費が約 14 億円、道路に対する事業費が約 7 億円、その他固定資本に対する事業費が約 9 億円となっています。

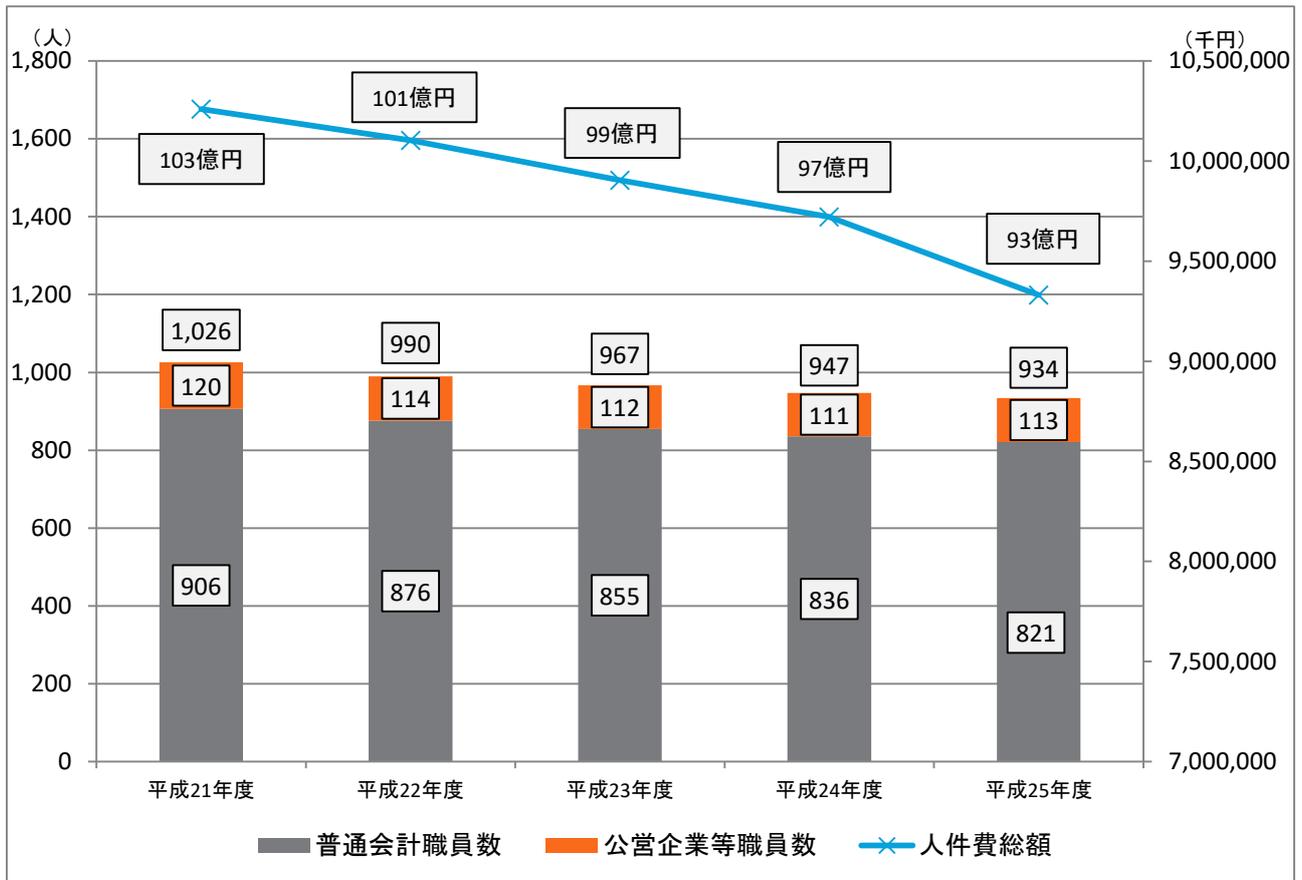
➤ 職員数及び人件費の推移

過去5年間の職員数は下図3-19のとおりであり、平成21年度には1,026人でしたが、平成25年度には934人まで削減し、約1割の職員数を削減しています。

これにより人件費も減少傾向にあり、公営企業会計等も含む人件費全体でみると、平成21年度には103億円でしたが平成25年度には93億円まで減少し、平成25年度には平成21年度と比べ10億円減少しています。

限られた職員数で、新たな行政課題にも対応していかなければならず、市有施設等の見直しを含めた幅広い行財政改革を進めていく必要性に迫られています。

図3-19 職員数及び人件費の推移



## 第4章 市全体から見た市有施設等の状況

### 1. 市有施設の保有状況

下図 4-1 のとおり、平成 26 年 3 月 31 日時点で、本市が保有する掲載対象となる市有施設は 404 施設あり、総延床面積は 487,852.91 m<sup>2</sup>となっています。これらの施設について、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、総務省が用いている区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本市の市有施設の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

図 4-1 対象施設一覧

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	
普通 会計	市民文化系施設	文化施設	市民ホール等	2	11,111.27	
	社会教育系施設	図書館等	図書館	2	4,347.56	
			博物館等	博物館等	2	2,477.86
				美術館等	1	1,032.66
		その他	2	1,070.65		
		社会教育センター等	その他	31	25,813.29	
	スポーツ系施設	屋内施設	体育館	3	20,082.43	
			武道館	2	1,784.77	
		屋外施設	野球場	2	2,242.08	
			グラウンド	4	1,063.63	
	産業系施設	産業振興施設	労働会館等	1	660.00	
			その他	19	6,560.56	
		観光施設	その他	17	11,148.11	
	学校教育系施設	学校	小学校	27	111,383.00	
			中学校	11	69,571.86	
		その他の学校教育施設	給食センター等	2	6,862.40	
			その他	3	224.00	
	子育て支援施設	保育所	保育所	15	11,224.07	
		幼児・児童施設	児童館等	5	4,007.21	
			こどもクラブ等	8	1,297.30	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	その他	14	10,967.32		
	障害福祉施設	障害福祉施設等	2	467.87		
	保健施設	その他	2	3,812.19		
	その他の保健・福祉施設	その他	4	1,857.02		

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)
普通 会計	行政系施設	庁舎等	庁舎等	1	5,667.14
			支所等	2	701.00
		消防施設等	消防署等	1	1,676.00
			分署等	2	1,387.00
			その他	61	4,220.29
		環境施設	環境施設	3	25,728.23
	その他の行政系施設	その他	14	4,579.89	
	公営住宅等	公営住宅等	公営住宅	21	97,831.49
	公園等	公園等	管理棟等	1	524.43
			その他	62	1,489.58
	その他	駐車場等	駐輪場	1	612.12
			その他	1	197.75
その他		その他	17	8,374.68	
特別 会計	上水道施設	上水道施設	浄水場等	25	4,734.15
	下水道施設	下水道施設	処理場施設	4	1,339.36
			ポンプ場施設	1	517.72
	医療施設	医療施設	病院	1	15,533.44
診療所			5	1,669.53	
計				404	487,852.91

※1 対象施設一覧の大分類・中分類は、公共施設等更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※2 小分類は、公共施設等更新費用試算ソフト内の施設名称例を参考に分類しています。

※3 原則として延床面積が50㎡以上の市有施設を調査対象としています。ただし、消防機械器具置場等のように50㎡以上の市有施設も50㎡未満の市有施設もある場合には、同一用途の施設として50㎡未満の市有施設についても対象に含めています。

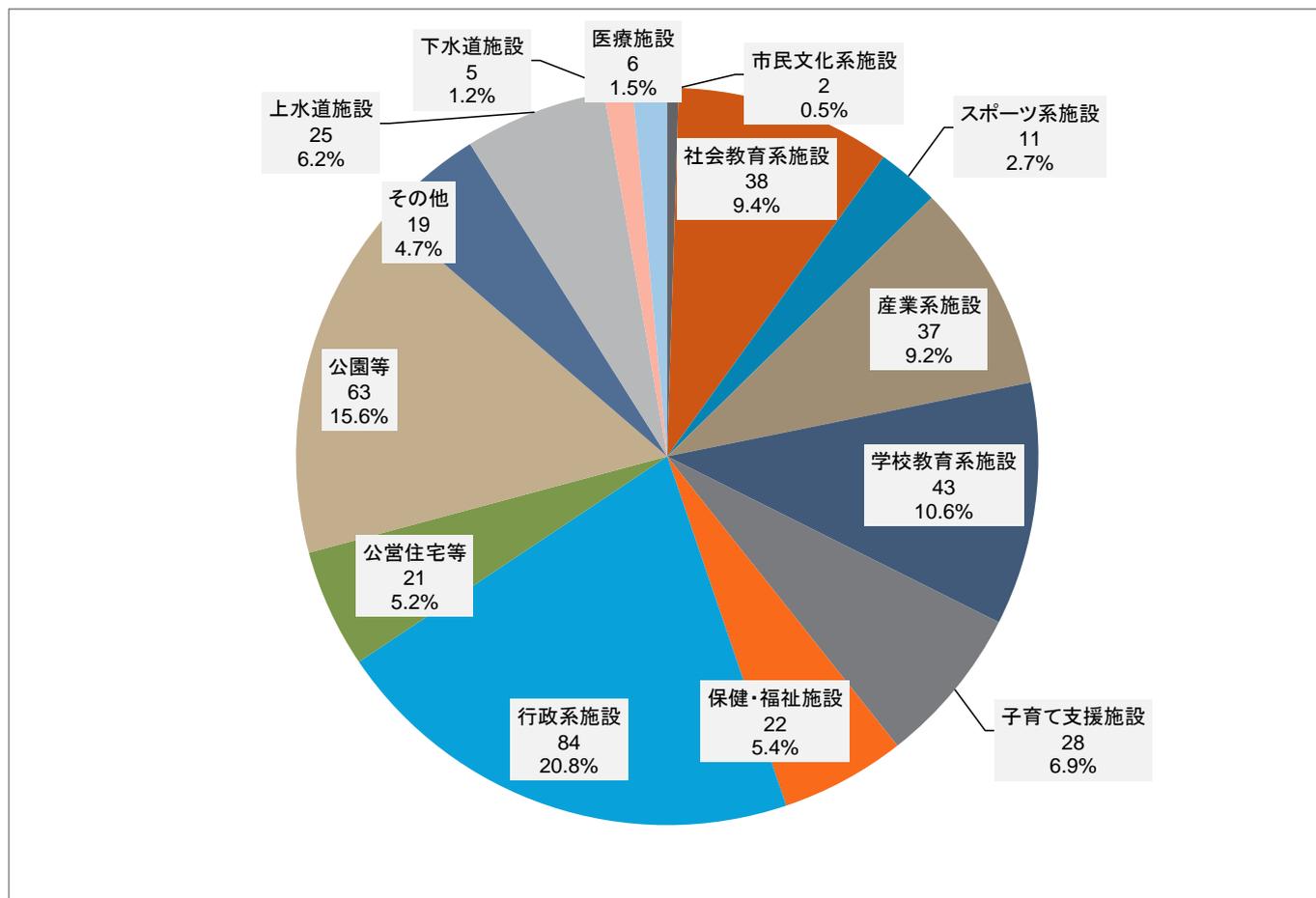
※4 複合施設の場合は、延床面積で最も大きな割合を占める分類に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

➤ 類型別

大分類別の施設数をみると、全体に占める割合が最も多い施設は行政系施設です。行政系施設は合計で84施設あり、全体の約2割を占めています。このうち64施設は消防施設であり、主に各地区の消防団等が使用する消防機械器具置場です。

行政系施設に次いで、公園等(63施設)、学校教育系施設(43施設)、社会教育系施設(38施設)の順に施設数が多く、当該3施設はそれぞれ全体の約1割程度を占めており、上記4施設合計で、全体の過半数を占めています。

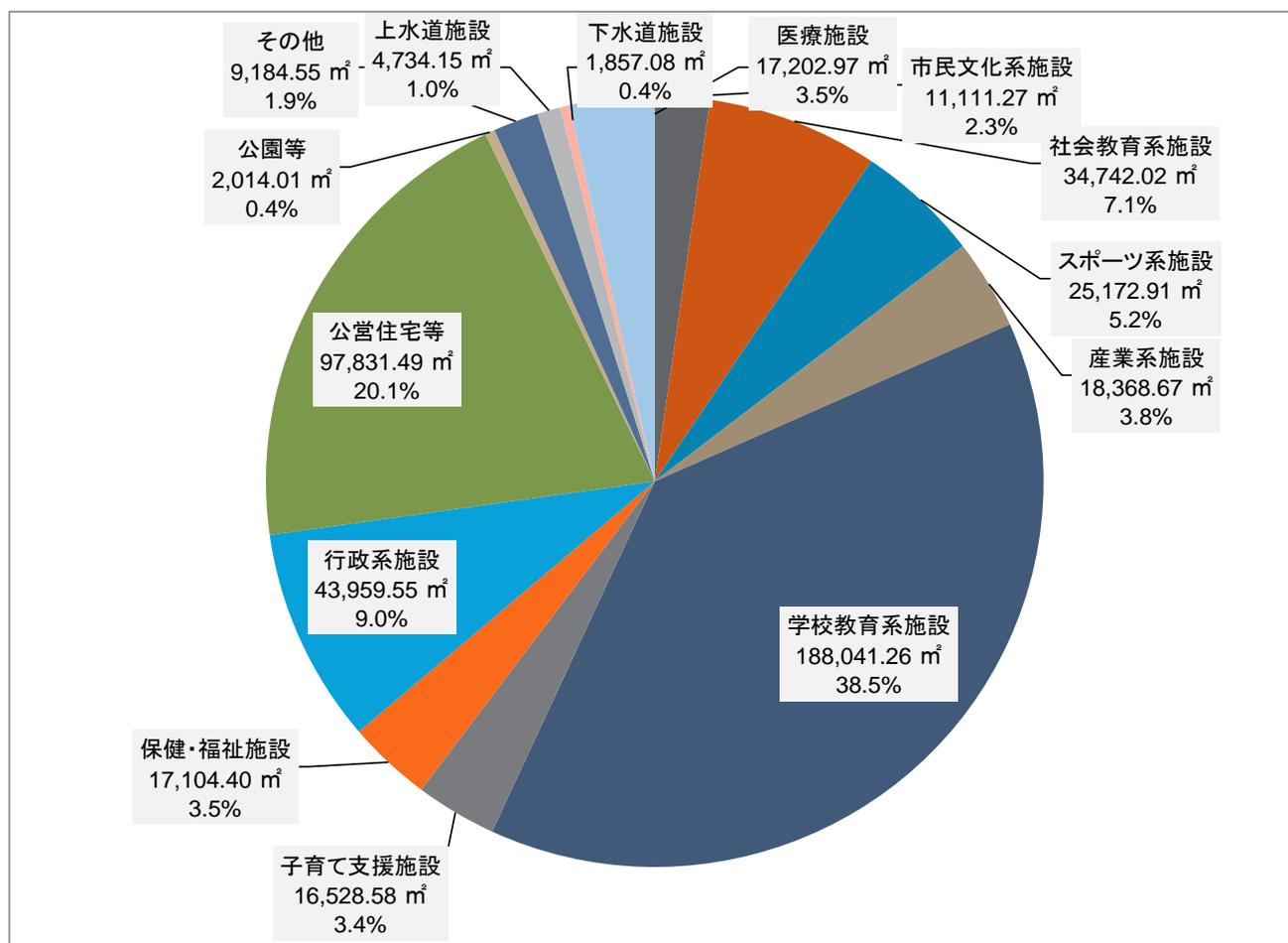
図 4-2 大分類別施設数



大分類別の建物延床面積をみると、延床面積合計の値が最も高い施設は学校教育系施設であり、本施設の延床面積は全施設の約4割に当たります。

学校教育系施設に次いで、公営住宅等の延床面積合計の値が全施設の約2割を占めており、これら2つの施設で全体の過半数を占めています。

図 4-3 大分類別建物延床面積

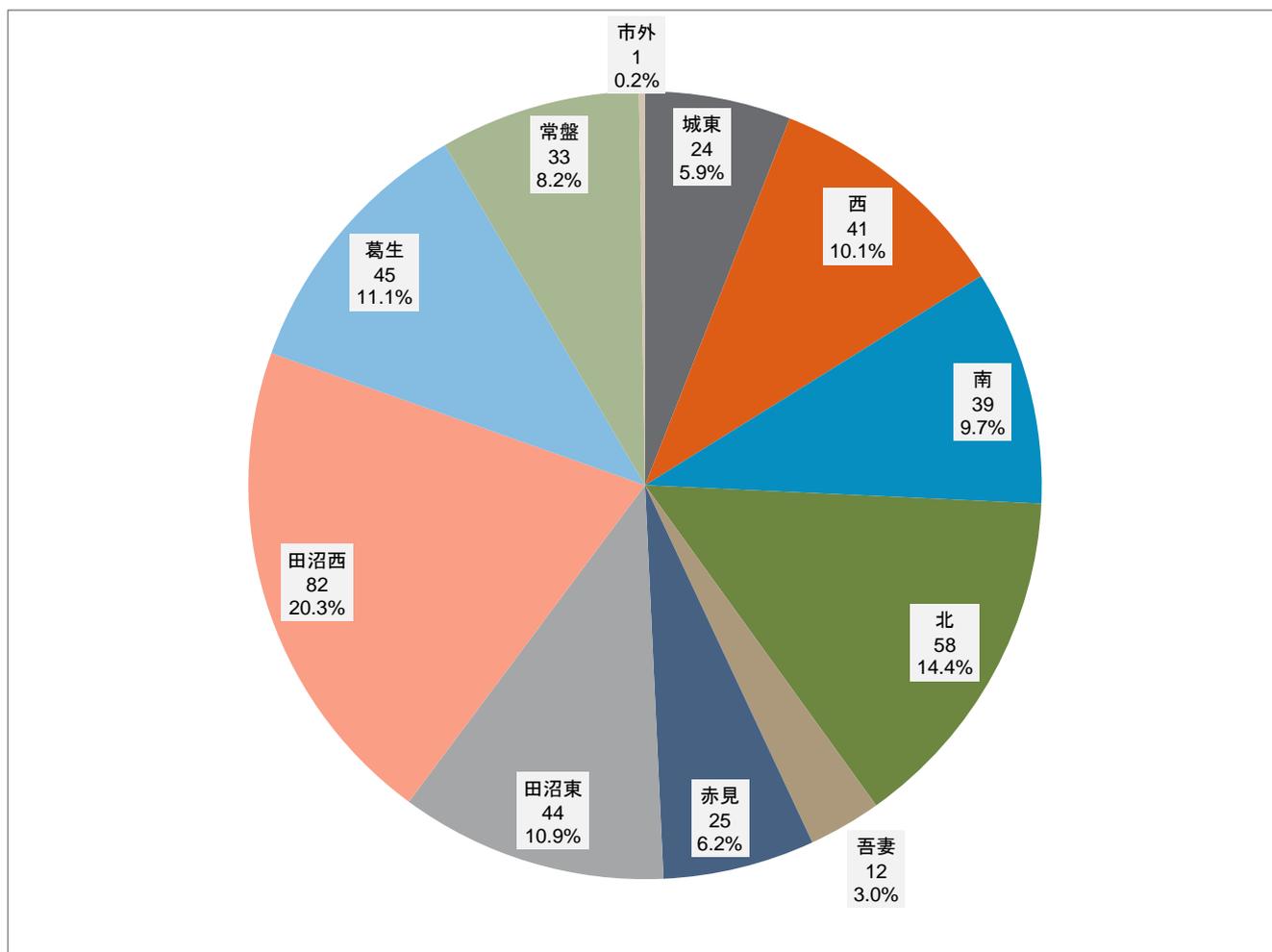


➤ 地域別

地区別の施設数をみると、施設数の最も多い地区は 82 施設存在する田沼西地区であり、本市保有施設の約 2 割が田沼西地区にあります。

田沼西地区に次いで、北地区、葛生地区、田沼東の 3 地区がそれぞれ 58 施設、45 施設、44 施設と施設数の割合が多く、これら 4 つの地区で、全体の過半数を占めています。

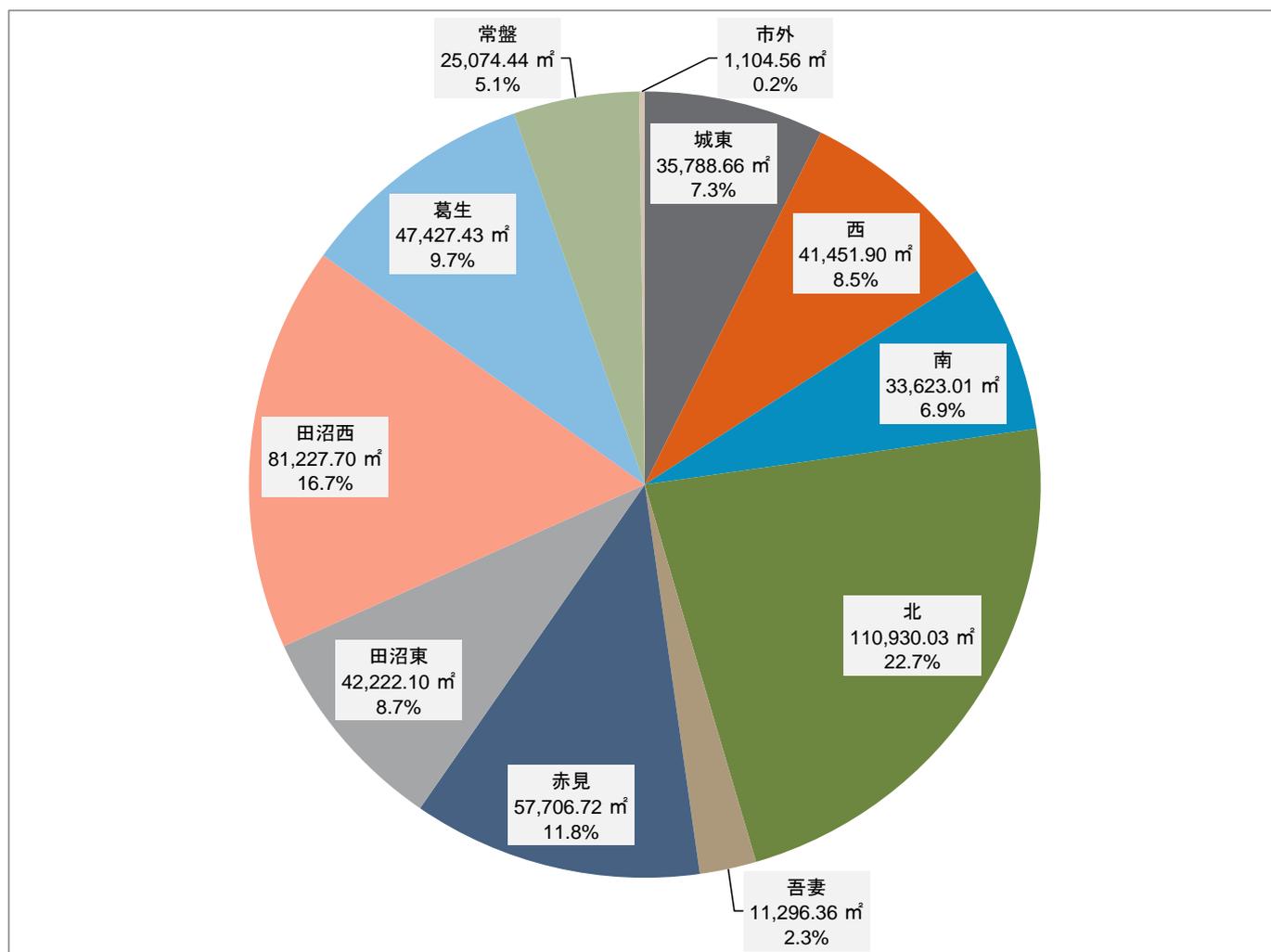
図 4-4 地区別施設数



地区別の延床面積をみると、延床面積合計の値が最も高い地区は北地区であり、全施設の約 2 割を占めています。北地区には平成 18 年度に竣工したみかもクリーンセンターや米山市営住宅、奈良渚市営住宅といった大規模な施設があることが要因です。

北地区に次いで田沼西地区、赤見地区、葛生地区と続きます。赤見地区は施設数では、全体の 6.2% に該当しますが、本地区には市民体育館や石塚市営住宅といった大規模な施設があることから、延床面積別にみると、上位に該当するに至っています。これら 4 つの地区で、全体の約 6 割を占めています。

図 4-5 地区別建物延床面積



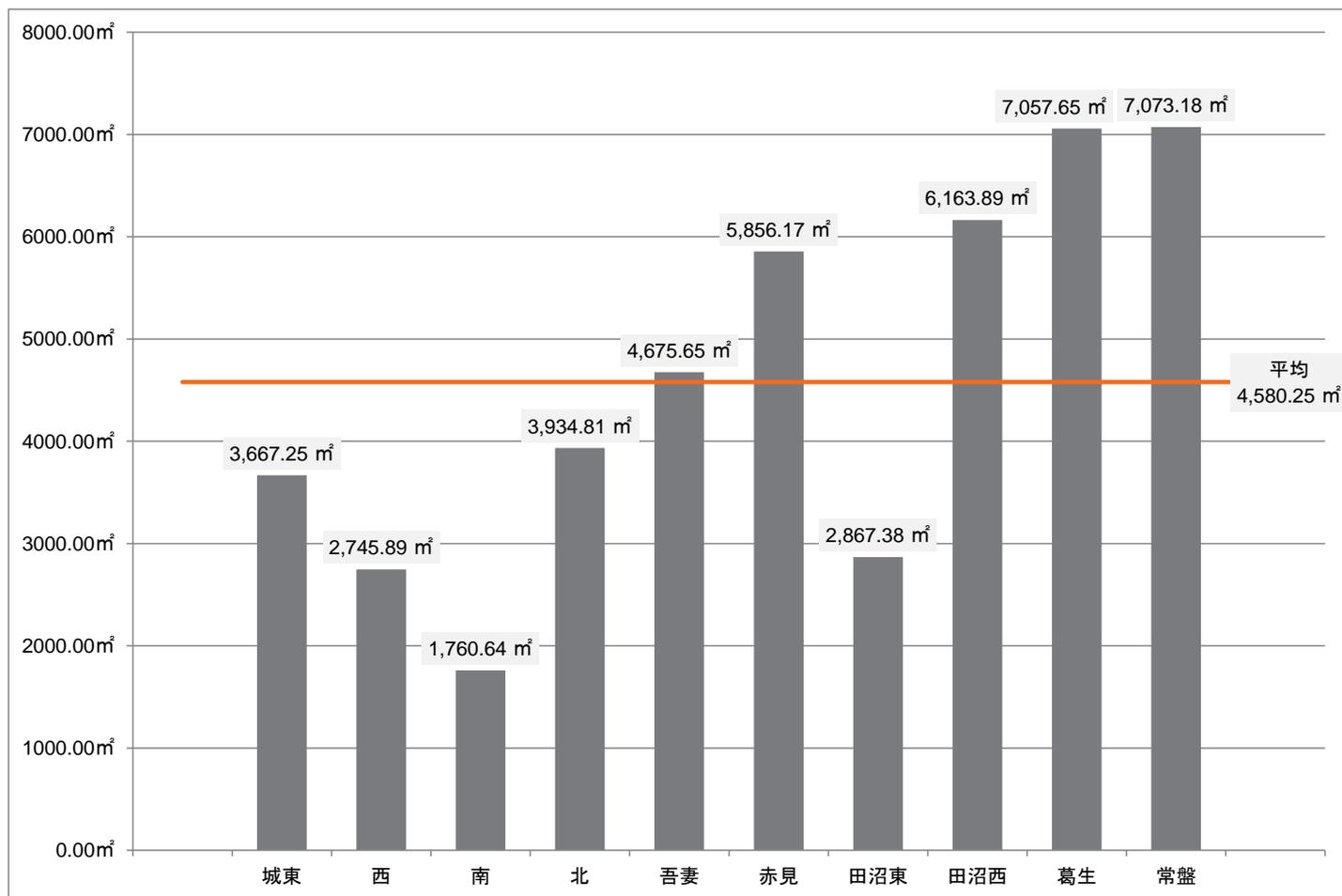
下図 4-6 のとおり、本市の 1,000 人当たり延床面積の平均は 4,580.25 m<sup>2</sup>となっており、地区別にみると、常盤地区が 7,073.18 m<sup>2</sup>と延床面積の数値が一番高く、次いで葛生地区、田沼西地区、赤見地区と続きます。これらの 4 地区は、1,000 人当たり延床面積が平均を超えた、延床面積数値の高い地区となっています。

地区別の延床面積でみると、本市の人口<sup>7</sup>の 23.0%を占める北地区における市有施設の延床面積合計は、11 万 1 千 m<sup>2</sup>であり、全地区合計（48 万 8 千 m<sup>2</sup>）の約 2 割を占めています。次いで、人口の 10.8%を占める田沼西地区の延床面積は 8 万 1 千 m<sup>2</sup>、人口の 8.0%を占める赤見地区の 5 万 8 千 m<sup>2</sup>となっており、人口の多い地区が相対的に市有施設に係る延床面積も多い傾向にあります。

一方、市民一人当たりの延床面積では、人口が比較的少ない常盤地区や葛生地区の値が高く、人口が比較的多い北地区や南地区、西地区の値が低くなっています。

ただし、人口が比較的少ない地域の中でも市民一人当たりの施設数にはばらつきがあるため、今後の市有施設のあり方を検討するにあたっては、地域のバランスも踏まえながら検討を行っていくことが必要であると考えられます。

図 4-6 地区別 1,000 人当たり延床面積<sup>8</sup>



<sup>7</sup> 平成 26 年 3 月 31 日基準の住民基本台帳データ（外国人住民を含む）より

<sup>8</sup> 市外に保有する施設（レイクサイド佐野）を除く

## 2. インフラ施設の保有状況

平成 26 年 3 月 31 日時点で、本市が保有する掲載対象となるインフラ施設の保有状況は以下のとおりです。インフラ施設の多くは、高度成長時代の昭和 50 年代に集中的に建設されたものが多く、今後、大規模な取替更新又は大規模改修が生じる時期にきています。

インフラ施設については、主に長寿命化計画や公営企業会計で策定が要請されている経営戦略に基づき、施設管理を進めていくこととなります。

### ① 道路

種別	総延長 (m)	面積 (㎡)
一般道路	1,146,062	6,372,757
自転車歩行者道	6,488	20,457
合計	1,152,550	6,393,214

### ② 橋りょう

種別	総延長 (m)	面積 (㎡)
橋りょう全体	7,209	42,826

### ③ 上水道

(単位：m)

種別	300mm 未満	300～ 500mm 未満	500～ 1000mm 未満	1000mm 以上	総延長
導水管	11,490	5,188	481	0	17,158
送水管	13,478	3,791	3,487	0	20,756
合計	24,968	8,979	3,968	0	37,914

(単位：m)

種別	50mm 以下	75mm 以下	100mm 以下	125mm 以下
配水管	117,640	112,815	215,898	1,264
	150mm 以下	200mm 以下	250mm 以下	300mm 以下
	238,666	59,847	15,456	11,648
	350mm 以下	400mm 以下	450mm 以下	500mm 以下
	2,497	90	2,957	2,746
	550mm 以下	600mm 以下	700mm 以下	総延長
	0	3,158	19	784,700

### ④ 下水道

種別	総延長 (m)
管きょ全体	485,939

⑤ 林道

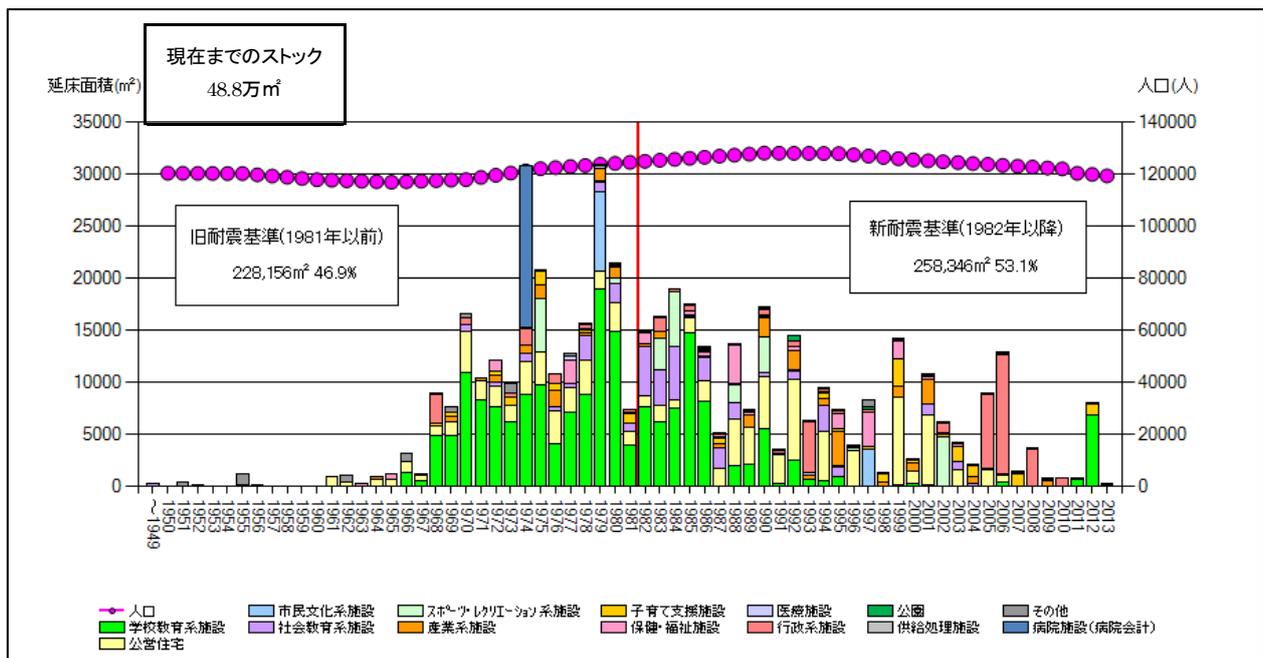
種別	総延長 (m)	面積 (㎡)
道路	63,194	255,224
橋りょう	537	2,345
トンネル	535	4,165

3. 築年別の整備状況

本市の市有施設の整備状況を築年別に延床面積でみると、時期により変動はあるものの断続的に市有施設整備が続けられてきたといえます。

旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年度以前に整備されたものも 46.9%に上り、安心・安全の観点から課題がある市有施設や老朽化が深刻な状況にある市有施設が多くあることが分かります。昭和 56 年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積でみると、学校教育系施設、公営住宅等が多くを占めており、今後、中長期的にみて、これらの施設の取替更新需要に対する対応が課題になることが見込まれます。(図 4-7)

図 4-7 築年別整備延床面積



また、次頁図 4-8 は本市の市有施設を経過年数別に区分した図です。延床面積の割合でみると、築年数が 30 年以上経過している施設は、全体の約半数程度であり、施設の老朽化が進んでいることがうかがえます。

さらに、次頁図 4-9 は築年数が 30 年以上経過している施設を大分類別に区分した図です。30 年以上経過している施設のうち、延床面積の割合が最も高い施設は、学校教育系施設であり、全体の 51.8%が該当します。次いで、公営住宅等が 15.8%、医療施設が 6.5%と続きます。

図 4-8 経過年数別延床面積

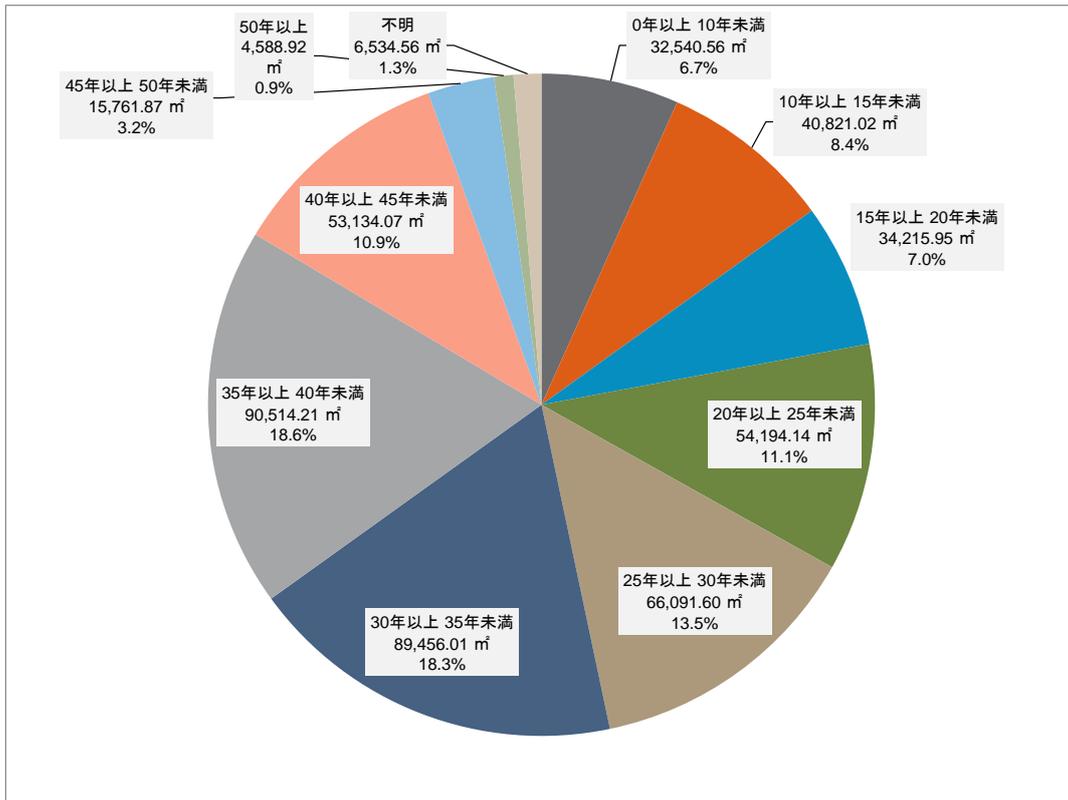
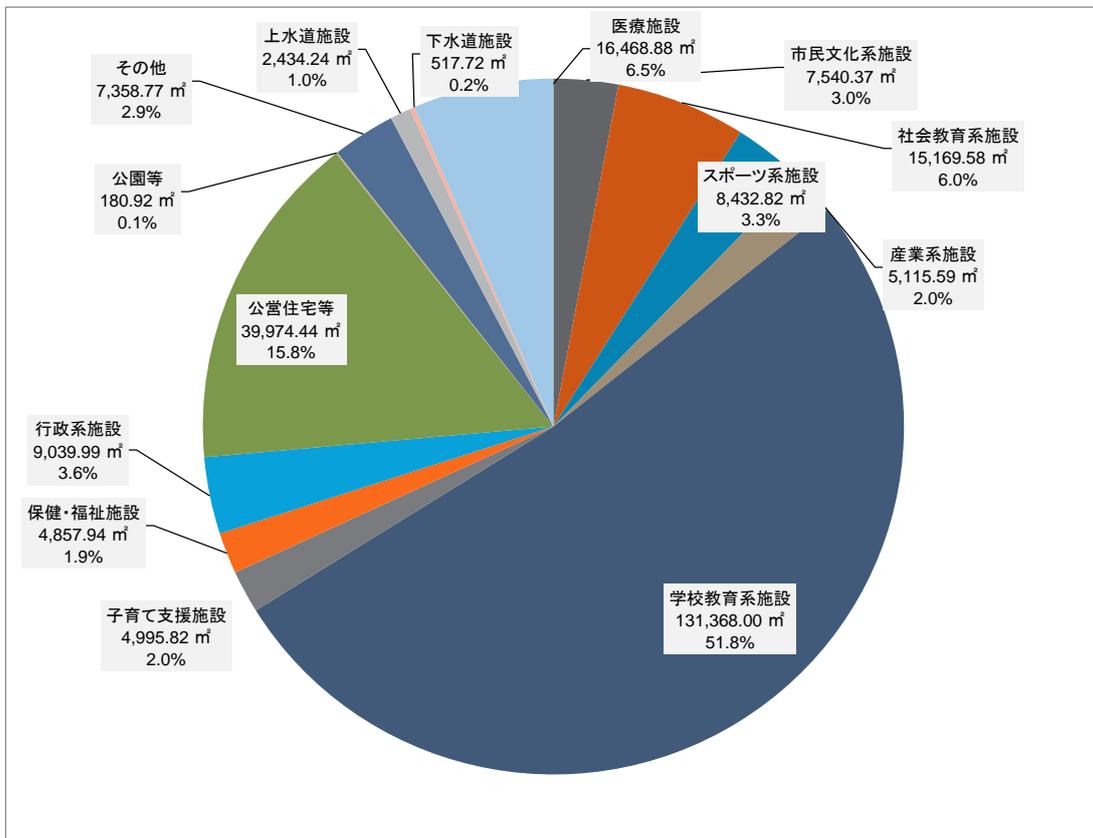


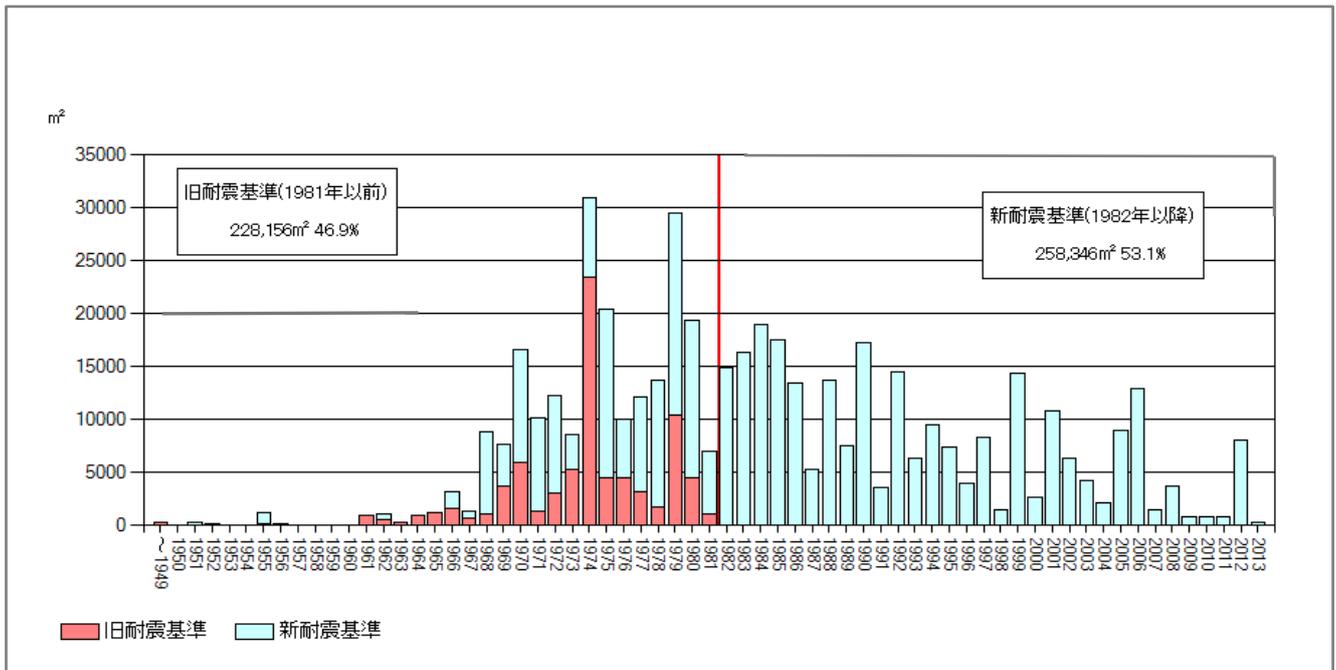
図 4-9 30年以上経過した建物の大分類別延床面積



## 4. 耐震化の状況

主な施設（耐震化の検証にそぐわない歴史的建造物などを除く）のうち、昭和 56 年度以前の旧耐震基準の施設に係る延床面積は約 22 万 8 千㎡であり、新耐震基準の施設に係る延床面積は、約 25 万 8 千㎡です。

図 4-10 耐震化の状況



## 5. 将来の施設更新費用

### (1) 試算の前提

本市が保有する普通会計の施設、特別会計の施設、インフラ施設について、今後 40 年間の施設の更新費用を推計しました。

なお、推計するにあたっては、一般財団法人地域総合整備財団<sup>9</sup>が開発した公共施設等更新費用試算ソフトを活用しました。推計の前提条件は以下のとおりです。

#### ① 市有施設の前提条件

- 建築から 30 年経過後に大規模改修、60 年経過後に建て替えを行います。
- 大規模改修の改修期間は 2 年（30 年経過した年度とその翌年度）、建て替え期間は 3 年（60 年経過した年度とその翌年度、翌々年度）とします。
- 平成 25 年度（2013 年度）時点で既に大規模改修及び建て替えの時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成 26 年度（2014 年度）から平成 35 年度（2023 年度）の 10 年間に割り当てます。
- 現在の面積に施設の大分類に応じた更新単価を乗じて算出します。なお、更新単価は以下のとおりであり、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定しています。

施設分類	大規模改修（万円/㎡）	建て替え（万円/㎡）
市民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
行政系施設	25	40
公営住宅等	17	28
公園等	17	33
医療施設	25	40
その他	20	36

<sup>9</sup> 一般財団法人地域総合整備財団は、地方公共団体の公共施設マネジメントの導入について、様々な方法で支援している財団法人です。

## ② インフラ施設の前提条件

・道路は、以下の分類別面積に対し、それぞれの面積を更新年数で除した面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。

分類	更新年数	更新単価
道路	15年	4,700円/㎡
自転車歩行者道	15年	2,700円/㎡

・橋りょうは、総面積を更新年数で除した面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。更新年数は60年、更新単価は448千円/㎡とします。平成25年度（2013年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）の5年間に割り当てます。

・上水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。更新年数は40年とします。平成25年度（2013年度）時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）の5年間に割り当てます。

管径区分	更新単価(千円/m)
導水管・300mm未満	100
〃・300～500mm未満	114
〃・500～1,000mm未満	161
〃・1,000～1,500mm未満	345
〃・1,500～2,000mm未満	742
〃・2,000mm以上	923
送水管・300mm未満	100
〃・300～500mm未満	114
〃・500～1,000mm未満	161
〃・1,000～1,500mm未満	345
〃・1,500～2,000mm未満	742
〃・2,000mm以上	923
配水管・50mm以下	97
〃・75mm以下	97
〃・100mm以下	97
〃・125mm以下	97
〃・150mm以下	97
〃・200mm以下	100

管径区分	更新単価(千円/m)
配水管・250 mm以下	103
〃・300 mm以下	106
〃・350 mm以下	111
〃・400 mm以下	116
〃・450 mm以下	121
〃・500 mm以下	128
〃・550 mm以下	128
〃・600 mm以下	142
〃・700 mm以下	158
〃・800 mm以下	178
〃・900 mm以下	199
〃・1,000 mm以下	224
〃・1,100 mm以下	250
〃・1,200 mm以下	279
〃・1,350 mm以下	628
〃・1,500 mm以下	678
〃・1,650 mm以下	738
〃・1,800 mm以下	810
〃・1,800 mm超	923

・下水道は、更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を算出します。更新年数は50年とします。平成25年度(2013年度)時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、平成26年度(2014年度)から平成30年度(2018年度)の5年間に割り当てます。

管種区分	更新単価(千円/m)
コンクリート管	124
陶管	124
塩ビ管	124
更生管	134
その他	124

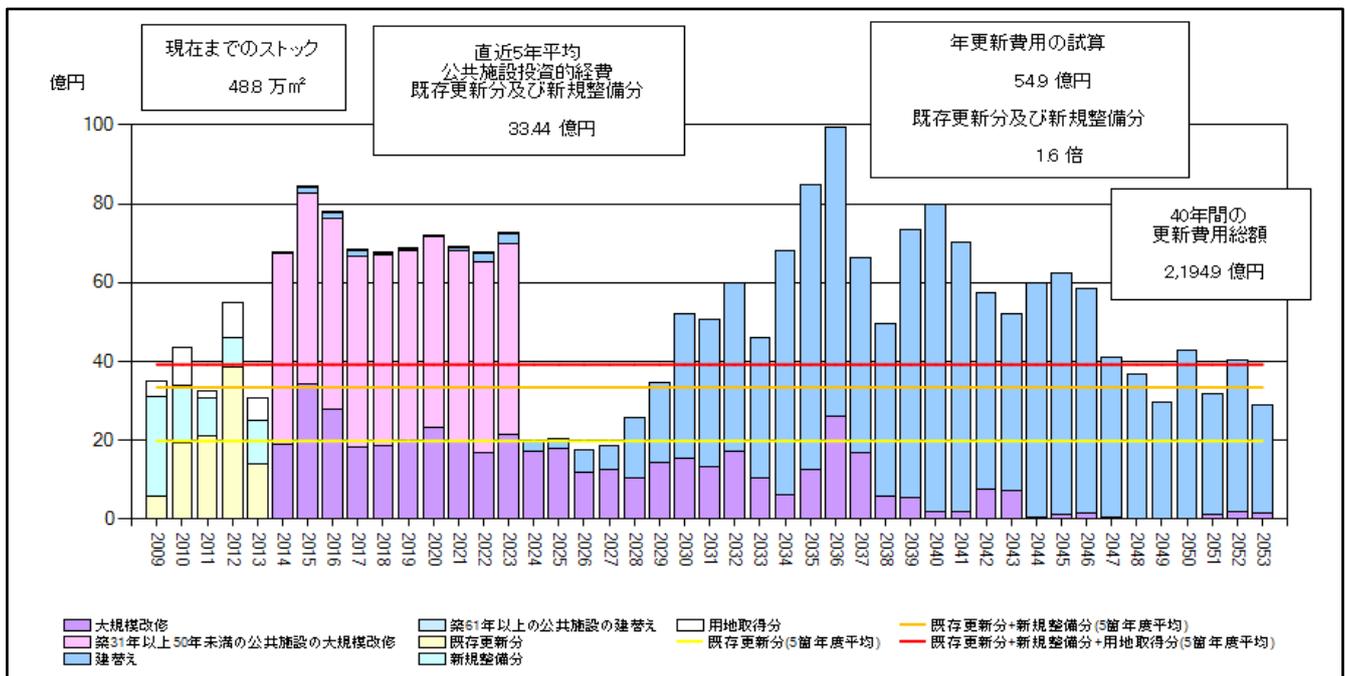
## (2) 更新費用

### ① 市有施設

前述した前提条件を踏まえ、本市が保有する市有施設の将来更新費用を推計すると、下図 4-11 のとおりであり、今後 10 年間で、築年数が 30 年を超過する市有施設の大規模改修等が多額に生じることが見込まれ、その後、2030 年（平成 42 年）以降、2036 年（平成 48 年）をピークに、既存の市有施設の更新時期を迎えることになります。

現状の市有施設を全て維持するために必要となる更新費用の総額は、今後 40 年間で 2,194.9 億円程度が見込まれ、1 年間当たり 54.9 億円程度の財源を確保する必要が生じることになります。これは、現状の投資的経費の約 1.6 倍に当たります。

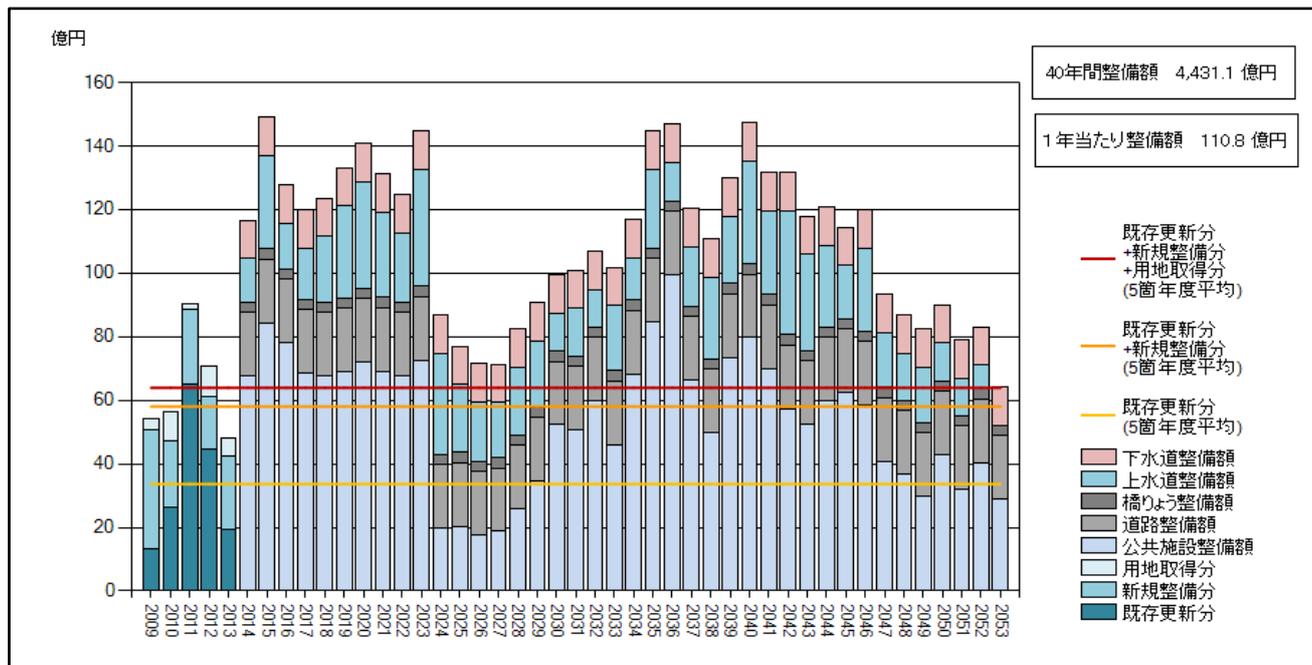
図 4-11 将来の施設更新費用（市有施設のみ）



## ② 市有施設及びインフラ施設

次に、本市が保有する市有施設に加えて、インフラ施設<sup>10</sup>も含めて将来更新費用を推計すると、下図 4-12 のとおりであり、現状の市有施設及びインフラ施設を全て維持するために必要となる更新費用の総額は、今後 40 年間で 4,431.1 億円が見込まれ、1 年間当たり 110.8 億円程度の財源を確保する必要が生じることになります。

図 4-12 将来の施設更新費用（インフラ施設含む）



<sup>10</sup> 「林道」については、「道路」並びに「橋りょう」に含め、推計を行っています。

## 第5章 市有施設等のあり方を見直す基本的な考え方

市有施設等における現状と課題、将来の更新費用の試算結果を踏まえ、全体目標を設定します。市有施設（建物系施設）とインフラ施設（土木系施設）に大別し、市有施設については、新規整備を抑制するとともに、施設の複合化等により将来の更新費用を縮減します。

### 1. 基本方針

#### （1）市有施設（建物系施設）

将来の施設更新費用（P.48 図 4-11）の推計では、過去5年間の年平均投資的経費（33.44 億円）と今後40年間の年平均更新費用（54.9 億円）を比較すると約1.6倍となることから、市有施設総延床面積を39%縮減しなければなりません。市有施設の見直しに伴う行政サービスの低下は最小限に抑える必要があります。

そこで、市有施設の縮減を図ることとした場合、「佐野市人口ビジョン」（P.10 図 3-4）では、30年後（2045年）の本市人口は95,130人と推計され、2010年と比較すると減少率が22%となることから、それに見合った市有施設総延床面積の縮減率は、2016年度から2045年度までの30年間で22%となります。しかし、今後の年間更新費用を補填するため、さらに3%を上乗せし、縮減目標を暫定で25%とします。

市有施設総延床面積の縮減目標を達成するためには、市有施設の統廃合などの再編や機能の重複の解消による縮減などに取り組むこととし、その他の経費についても、民間活力の活用や長寿命化の実施の組み合わせなど、基本方針に基づく取組を推進することによって、更なる更新費用の縮減に努めることとします。

なお、本方針が30年と長期にわたることから、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応して縮減目標の見直しを行っていきます。

#### ① 施設総量（総延床面積）の縮減目標の設定

将来の人口推計及び財政シミュレーションを踏まえ、持続可能な行政運営ができると考えられる規模まで、市有施設保有総量で25%（122,852 m<sup>2</sup>）を目標に縮減し、総延床面積を365,000 m<sup>2</sup>以下とする。

#### ② 新規整備の抑制

新たな行政需要が生じた場合には、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。止むを得ず新規整備が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。

#### ③ 施設更新時の複合化の検討

施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても効率化に努める。

#### ④ 利用状況に基づく既存施設の統合・廃止

用途が重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・廃止を検討する。

稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、用途変更や統合・廃止を検討する。

#### ⑤ 施設跡地の有効活用

市有施設の縮減は、単に施設を廃止や取壊しするだけでなく、民間や地域へ譲渡するなど、地域活性化に向けて可能な限り施設の有効活用に努める。

#### ⑥ 施設の維持管理、運営コストの縮減

PPP/PFIなど、民間活力を活用し、行政サービスを維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

#### ⑦ ライフサイクルコストの縮減

重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減する。

#### ⑧ 既存計画の適宜見直し

施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、本方針との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行う。

例 佐野市公園施設長寿命化計画、佐野市保育所整備運営計画 等

### (2) インフラ施設（土木系施設）

#### ① 更新投資の優先順位設定

構造物の状態を客観的に把握・評価し、費用対効果や経済波及効果を考慮し優先順位を設定した上で、予算総額の縮減に合わせた投資額を設定する。

#### ② 利用状況に基づく既存施設の廃止・縮小

人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進める。

#### ③ ライフサイクルコストの縮減

重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減する。

#### ④ 既存計画の適宜見直し

既に策定されている各計画を基本としながら、本方針との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行う。

例 佐野市橋梁長寿命化修繕計画、佐野市公共下水道全体計画

また、病院、上水道については、地方公営企業という独自性を有しており、独立採算を原則とする会計として、経済状況や社会情勢に応じた経営全般の視点での検討が必要である。既に策定されている計画を基本としながら、本方針との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行う。

例 佐野市水道ビジョン 等

## 2. 実施方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

- 劣化の進んだ市有施設等の補修（事後保全）を行うのではなく、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減していきます。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活用していきます。
- 法令に定めるもののほか、日常点検を市民に担っていただくなど、市民との協働による点検・診断等の実施を目指します。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 市有施設等の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を図ります。
- 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- 地元町会へのコミュニティ施設の譲渡や地域団体への指定管理者制度の導入を進めるなど、市民主体の維持管理を進めていきます。
- 維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを行っていきます。
- 統一的に維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- 市有施設適正配置計画策定後、今後も維持していく市有施設について、中長期的修繕計画を策定します。
- 市有施設の管理運営にあたっては、PPP／PFIの積極的な活用を推進します。また、市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更しやすい簡素な施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

### (3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた市有施設等については、リスク評価を行い、危険の除去により安全の確保を行います。
- 安全の確保にあたっては、多数の市民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を決定します。
- 老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない市有施設等については、取壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

### (4) 耐震化の実施方針

- 特定既存耐震不適格建築物については、随時耐震補強を実施してきましたが、耐震化が完了していない建物については、今後も、耐震化を推進していきます。
- 橋りょう、上下水道をはじめとするインフラ施設についても耐震化の検討を進めていきます。

### (5) 長寿命化の実施方針

- 劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。
- 市有施設等の耐用年数到来年度（市有施設等の更新の対応時期）を把握し、他施設と複合化することが可能な施設については必要な長寿命化を実施していきます。
- 施設によっては、既に策定されている計画に基づき、長寿命化を図ります。  
例 佐野市公営住宅等長寿命化計画、佐野市下水道管路施設長寿命化計画 等

### (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 市有施設の改修や更新にあたっては、市民ニーズや関係法令等を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン化を推進していきます。

### (7) 統合や廃止の推進方針

- 市有施設の利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。また、インフラ施設は、施設の安全管理に努め、更新年数の延長を図り、更新費用を縮減します。

### (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 本方針を全庁的な取組とするために、関連部署と連携を図りながら市有施設適正配置計画の策定を行います。また、その後の計画の進捗状況についても、一元的に管理する体制とします。
- 市有施設に関する情報は、公会計管理台帳などと合わせて管理する体制とします。市有施設の利用状況などは、各施設所管課により適時にデータ等の登録を行い、市有施設の現状を把握できる状態とします。

- 職員一人一人が、経営的感覚を持って、全体の最適化を意識した市有施設マネジメントの視点を持つため、研修会などを実施していきます。

### 3. フォローアップの実施方針

計画期間は30年と長期であるため、計画が実情とかけ離れたものにならないよう、5年ごとに計画改定の必要性を検討することを原則とするほか、計画の進捗状況や社会環境の変化などに対応した見直しを、適宜柔軟に行うこととします。

市有施設等の保有状況の施設情報については、資産管理システム等を活用し、適宜、更新を行います。

### 4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

進捗管理を行うための担当組織を設置し、市有施設等に関する取組を計画的に推進します。

資産管理システム等を活用し、市有施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。資産管理システムは、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

また、本方針の計画期間は30年と長期にわたることから、計画期間の途中において組織体制の見直しを行うことが考えられますが、その場合においても市有施設等のマネジメントに係る情報や取組が適切に引き継がれるよう業務管理及び業務推進体制を構築していきます。

## 第6章 今後の市有施設等適正配置を推進するために

### 1. 市有施設等の課題

#### (1) 少子高齢化の急激な進行及び人口減少によるニーズの変化

本市はこれまでも人口減少が続き、平成26年3月31日時点で122,582人まで減少していますが、今後もこの傾向は続き、平成52年には90,228人まで減少することが推計されます。これと同時に、急激な少子高齢化が進行することも推計されます。

これらに伴う世代構成の変化により、学校教育施設では余剰が発生するなど、市有施設等へのニーズが変化することが予想されます。また、地域によって人口の増減や年齢構成などの推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた施設規模の見直し、既存市有施設等の活用や整備を通じて市民ニーズに適切に対応する必要があるため、今後のあり方を検討していく必要があります。

#### (2) 市有施設の老朽化

本市の市有施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、特定の時期に極端に集中しておらず旧市町を1つの自治体として捉えると断続的に市有施設整備が続けられてきたと言えます。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和56年度以前に整備されたものもおよそ46.9%に上り、耐震性や老朽化など安心・安全の観点から課題の残る市有施設が多くあることが分かります。昭和56年度以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設、公営住宅等、医療施設、社会教育系施設が多くを占めます。こうした老朽化施設については、必要性の精査も行った上で、今後のあり方を検討していく必要があります。

#### (3) 市有施設の更新費用の増大

現在、本市が保有する市有施設の今後40年間の更新費用の総額は2,194.9億円で、試算期間における平均費用は年間54.9億円となります。

直近5年（平成21年度～平成25年度）の市有施設投資的経費は、年平均33.4億円でした。直近の既存更新分とこれから必要となる更新費用を比べた場合、今後40年間でこれまでの約1.6倍の支出が必要となります。全ての市有施設を維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に投資的経費をかけていくことが必要となるため、施設ごとの必要性の精査も行った上で、今後のあり方を検討していく必要があります。

#### (4) 合併に伴う市有施設の重複

本市は、平成17年2月に1市2町が合併して発足しており、市有施設については、合併前の1市2町が住民福祉の向上と地域振興のために建設した施設を引き継いでいることから、人口規模の類似した他自治体と比較して、類似した施設を保有している状況にあります。

このように、市有施設の重複を課題として認識し、適正配置に向けて、今後のあり方を検討していく必要があります。

## (5) 市有施設等にかけられる財源の限界

平成27年度からの5年間の経過措置を経て合併による特例措置が終了し、地方交付税は減少することが見込まれます。また、それ以外にも生産年齢人口の減少などに伴って市税収入の減少が見込まれます。さらに、本市が保有する市有施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要となるほか、大規模改修費用なども必要となります。このように、市有施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、今後のあり方を検討していく必要があります。

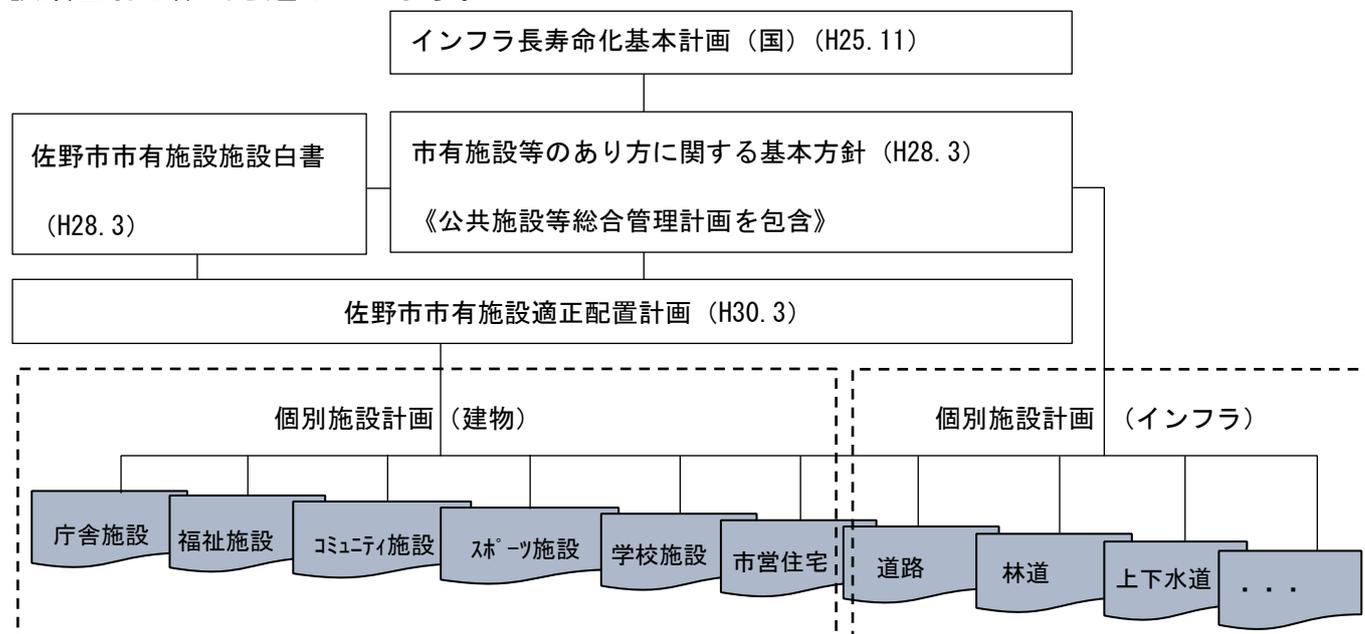
## 2. 課題を踏まえた今後の取組

- 市有施設全体で、25%の総延床面積の縮減が必要となるため、今後の市有施設のあり方を検討し、適正配置計画を策定します。
- 市有施設の見直しにあたっては、既存の市有施設の状態にとらわれず、行政サービスとして必要な水準や機能、特に防災・減災機能などを意識して検討を行っていきます。
- 当該サービスが市有施設等でなければ提供不可能か、民間に代替できないかなど、市有施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- 人口減少や少子高齢化などの人口動態の変化に対応した市有施設の適正配置を進めます。
- 地域ごとの人口動態や市民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- 人口減少が急激に進む地域については、今後どのような地域コミュニティとしていくのかも合わせて議論しながら市有施設の見直しの検討を進めていきます。
- 市有施設の類型ごとに必要な市有施設総量を見直し、機能の重複を解消していきます。
- 市有施設の多機能集約化の取組を進めていきます。
- 近隣市との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な市有施設等の保有量を明確にします。また、近隣市だけでなく国や県の施設に関する情報収集を行い、施設の共同設置や相互利用により、財政負担の軽減を図ります。
- 市有施設を整備する場合には、過度なデザインなどは行わず、機能とライフサイクルコストの最小化を意識した設計としていきます。
- インフラ施設については、ライフラインの安心・安全の確保を最優先としつつ、必要性を十分に精査し、維持管理経費の縮減を進めます。
- 施設によっては、既に策定されている計画に基づき、必要に応じて見直しを行いながら再編を進めます。
- 施設の統合や廃止には、市民の理解と協力を得ることが不可欠です。このため、厳しい財政見通しなどの認識を共有しながら、市有施設の適正配置に関する情報提供に努めるとともに、施設利用者や地元住民と十分な意見交換を行い、合意形成を図ります。
- 持続可能なまちづくりのため、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の関連計画と整合性を図り、コンパクト・プラス・ネットワーク化を進めます。
- 設置当初の目的を達成し、今後も市として利活用の見込みがない市有施設等については、速やかに民間事業者等への譲渡や解体を進め、施設総量の縮減を図ります。
- 市有施設等の新規整備や改修において、太陽光発電やLED照明等を積極的に導入することにより脱炭素化の取組を進め、地球温暖化対策にも配慮します。

# 第7章 これまでの取組実績

## 1. 「市有施設適正配置計画」の策定

適正な施設配置を行うため、各施設の方向性を明らかにし、本市のまちづくりを長期的に見据えた取組を示す「佐野市市有施設適正配置計画」を策定しました。また、個別施設計画についても、施設類型別に作成を進めています。



## 2. 施設類型別の基本方針

市有施設適正配置計画において、施設評価の判定フローによる評価結果から各施設の方向性グループを示し、施設類型別の基本方針を定めました。

### （1）市民文化系施設

市民文化系施設は、文化会館と葛生あくとプラザの2施設です。指定管理者制度により、市民サービスの向上や経費削減に努めながら稼働率や利用率を向上させていくよう努めていきます。今後、建て替え・大規模改修コストだけでなく、維持管理コストも多額になることが予想されることから、現在の利用状況や将来の人口動態を勘案し、市全体で施設の機能を集約することで機能重複解消と更新費用の縮減を図ります。

### （2）社会教育系施設

社会教育系施設は、図書館や博物館、公民館・集会所が主な施設となります。図書館については、市民の教養文化の向上や生涯学習の推進をする施設として、機能を維持し、長寿命化を図ります。博物館は、郷土の歴史学習や芸術を推進する施設として機能を維持し、長寿命化を図ります。公民館・集会所については、コミュニティ活動の範囲を踏まえた機能の統合や周辺市有施設との多機能化を図ります。

### (3) スポーツ系施設

スポーツ系施設は、計画的な定期点検や修繕を実施し、長寿命化を図ります。また、代替が可能な施設については、将来の人口動態を勘案して、施設の更新に合わせ重複機能を集約します。

### (4) 産業系施設

産業系施設は、建築後30年を経過している施設が多くなっており、老朽化が進んでいます。特に、産業振興施設は、利用率が低く限定された利用状況となっているため、計画期間の早期に利用者や各地区の市民と意見交換を行い、合意形成を図った上で廃止や譲渡を行います。また、継続して利用していく施設についても老朽化が進んでいることから、計画的な点検や修繕を実施し、長寿命化を図ります。

### (5) 学校教育系施設

学校教育系施設は、「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、施設の統合を進めます。なお、当該基本計画は、当該基本計画の前期計画期間後半に後期計画の見直しを実施します。学校教育系施設は、耐用年数を既を経過している施設や前期計画期間に耐用年数終了年度を迎える施設が多くありますが、細かな修繕や耐震補強工事を実施しているため、現時点では利用に対する安全は確保されています。ただし、施設の老朽化に伴う修繕や改修費が多額に生じることが予想されることから、施設の方向性について見直しを実施します。

### (6) 子育て支援施設

子育て支援施設のうち、保育園については「佐野市保育所整備運営計画」に基づき施設整備や統廃合を行い、民設民営による運営を推進します。また、こどもクラブについても「佐野市こどもクラブ施設整備方針」に基づき小学校の余裕教室を活用した施設整備を実施するなど、既存施設を有効活用します。

### (7) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、今後の老年人口の推計や民間事業者の運営状況を踏まえ、施設を統廃合、譲渡します。継続して利用する施設については、計画的な定期点検や修繕を実施し、長寿命化を図ります。

### (8) 行政系施設

行政系施設は、集約可能な機能については集約し、廃止可能な施設については廃止します。また、継続して利用する施設については、計画的な定期点検や修繕を実施し、長寿命化を図ります。なお、消防機械器具置場については、消防団の再編に併せて施設の統廃合を実施します。

### (9) 公営住宅等

公営住宅等は、「佐野市住宅マスタープラン」に基づき老朽化した施設を整理・統廃合するとともに

に、入居状況や老朽化状況を考慮しながら住宅ストックの縮減を図ります。

#### (10) 公園等

公園等は、利用者が安全で快適に利用できるよう、計画的な定期点検や修繕を実施し、長寿命化を図ります。

#### (11) その他

その他に分類される施設は、駐車場や供用を廃止した施設が主なものであり、今後も利用見込みがない施設については、施設を廃止、解体します。

#### (12) 上水道施設

上水道施設は、将来の給水人口や給水量を踏まえ、「佐野市水道ビジョン」や「佐野市水道施設アセットマネジメント」に基づく統廃合を実施し、継続して利用する施設については、計画的な定期点検や修繕を実施し、長寿命化を図ります。

#### (13) 下水道施設

下水道施設は、計画的な定期点検や修繕を実施し、長寿命化を図ります。

#### (14) 医療施設

医療施設は、佐野市民病院と診療所になります。佐野市民病院については、民設民営を推進します。また、診療所については、ほとんどの施設が建築後30年を経過しており、地域医療の実情を踏まえた統合や複合化を行います。

### 3. 施設縮減の実績

解体や譲渡により施設の縮減が図られた実績は以下のとおりです。今後も市有施設適正配置計画で定めた各施設の方向性に沿った取組を進めることにより、施設総量の縮減を図っていきます。

図 7-1 施設縮減の実績

年度	解体		譲渡	
	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )
平成 27 年度	2	537.95	2	145.75
平成 28 年度	4	2,424.14		
平成 29 年度	1	94.40		
平成 30 年度	1	2,819.04	1	1,104.56
令和 元 年度	3	1,135.65		
令和 2 年度	3	2,453.52	1	198.74
合 計	14	9,464.70	4	1,449.05

# 第8章 市有施設等の最新状況と今後の見通し

## 1. 施設保有量の推移

平成28年度から令和2年度の施設保有量の推移について、以下の分野別に表します。庁舎・学校・公民館・診療所等の建築物を「一般会計等の建築物」、道路・橋りょう・林道等のインフラ施設を「一般会計等のインフラ施設」、上水道・公共下水道・農業集落排水のインフラ施設を「公営企業会計のインフラ施設」と分類します。なお、「公営企業会計のインフラ施設」には、浄水場等の建築物も含まれます。また、後述の「2. 有形固定資産減価償却率の推移」及び「3. 維持管理・更新等に係る経費」についても同様に分類して表します。

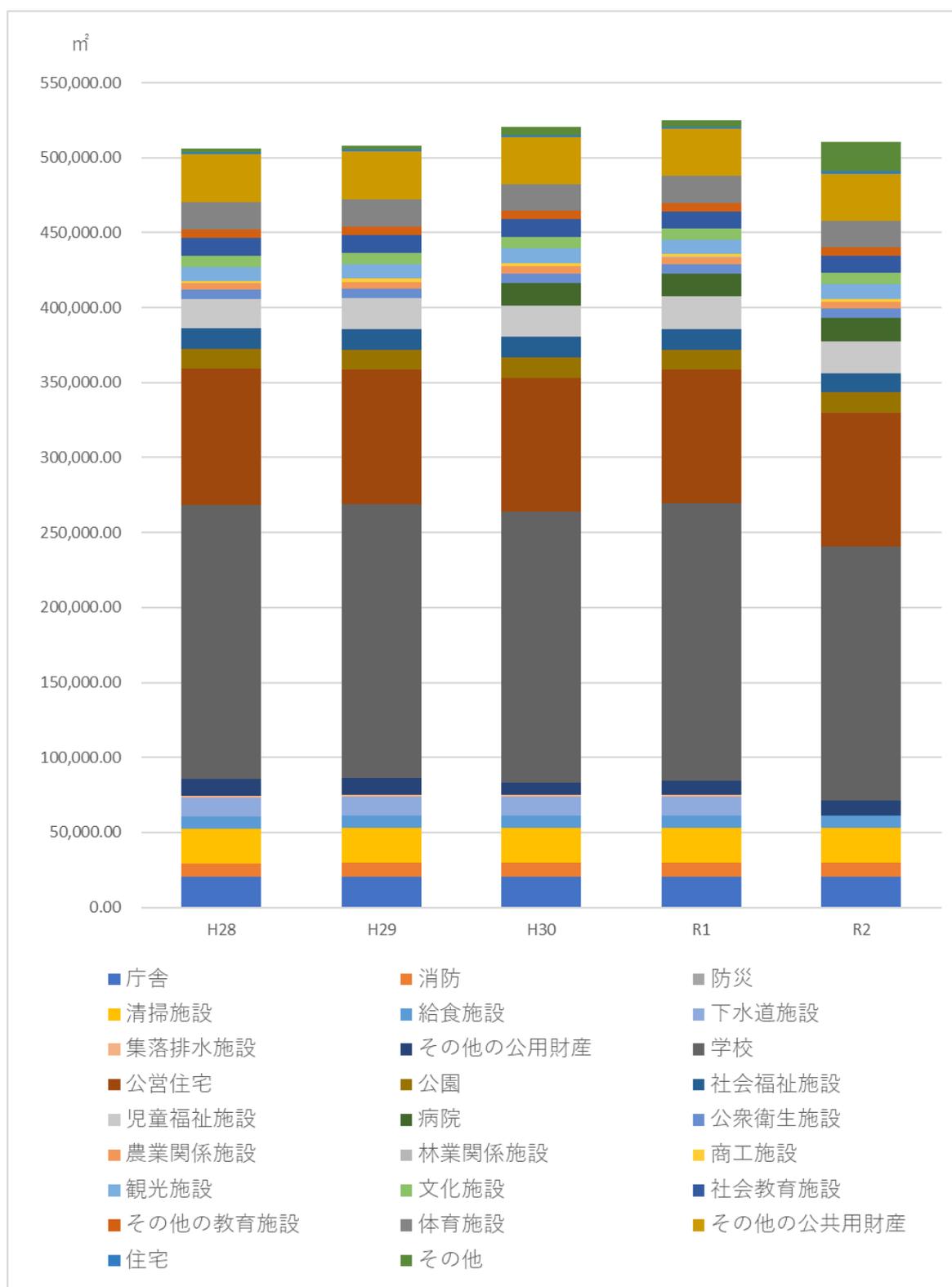
### (1) 一般会計等の建築物

一般会計等の建築物の延床面積の推移は以下のとおりです。平成30年度は、病院の企業会計廃止により延床面積が約16,000㎡増加しています。令和2年度は、下水道施設と集落排水施設の企業会計移行により約13,000㎡減少、義務教育学校の整備により被統合校が学校からその他の類型に約15,000㎡移転しています。本計画及び「市有施設適正配置計画」の取組により、徐々にではありますが施設の縮減が進んでいます。

図8-1 一般会計等の建築物の類型別延床面積の推移

決算書内での区分		財産種別	H28	H29	H30	R1	R2	
行政財産	庁舎	庁舎	20,435.05	20,435.05	20,435.05	20,435.05	20,435.05	
		その他の 公用財産	消防施設	8,959.67	9,642.00	9,608.95	9,608.95	9,608.95
	その他の 公用施設		防災	7.13	7.13	7.13	7.13	7.13
			清掃施設	22,987.65	22,876.33	22,876.33	22,876.33	22,876.33
	給食施設		8,497.76	8,497.76	8,497.76	8,497.76	8,497.76	
	下水道施設		12,141.21	12,141.21	12,141.21	12,141.21	-	
	集落排水施設		1,338.81	1,338.81	1,338.81	1,338.81	-	
	その他の公用財産		11,207.47	11,207.47	8,289.65	9,776.81	9,632.81	
	公共用 財産	学校	182,991.44	182,991.44	180,651.48	184,682.04	169,717.04	
		公営住宅	90,650.87	89,456.82	89,394.12	89,290.17	89,290.17	
		公園	13,479.97	13,489.93	13,493.54	13,491.62	13,498.72	
		その他の 公共用 施設	社会福祉施設	13,697.51	13,697.51	13,697.51	13,229.64	12,513.47
			児童福祉施設	19,430.22	20,695.14	20,652.38	21,996.66	21,465.86
			病院	-	-	15,565.44	15,565.44	15,565.44
			公衆衛生施設	6,279.34	6,279.34	6,279.34	6,279.34	6,279.34
			農業関係施設	4,489.05	4,394.65	4,487.08	4,394.60	4,394.60
			林業関係施設	84.46	84.46	84.46	84.46	0.00
			商工施設	832.70	2,118.00	2,118.00	2,118.00	2,118.00
			観光施設	9,756.25	9,756.25	9,756.25	9,756.25	9,756.25
			文化施設	7,547.13	7,547.13	7,547.13	7,547.13	7,547.13
社会教育施設			11,850.08	11,850.08	11,850.08	11,129.30	11,129.30	
その他の教育施設	5,765.69	5,765.69	5,765.69	5,765.69	5,765.69			
体育施設	17,850.37	17,850.37	17,850.37	17,850.37	17,850.37			
その他の公共用財産	32,123.58	32,003.58	31,419.41	31,419.41	31,419.41			
普通財産	住宅	1,432.49	1,432.49	1,432.49	1,432.49	1,432.49		
	その他	2,511.92	2,623.24	5,298.21	3,955.29	19,437.72		
合計		506,347.82	508,181.88	520,537.87	524,669.95	510,239.03		

図 8-2 一般会計等の建築物の類型別延床面積の推移



## (2) 一般会計等のインフラ施設

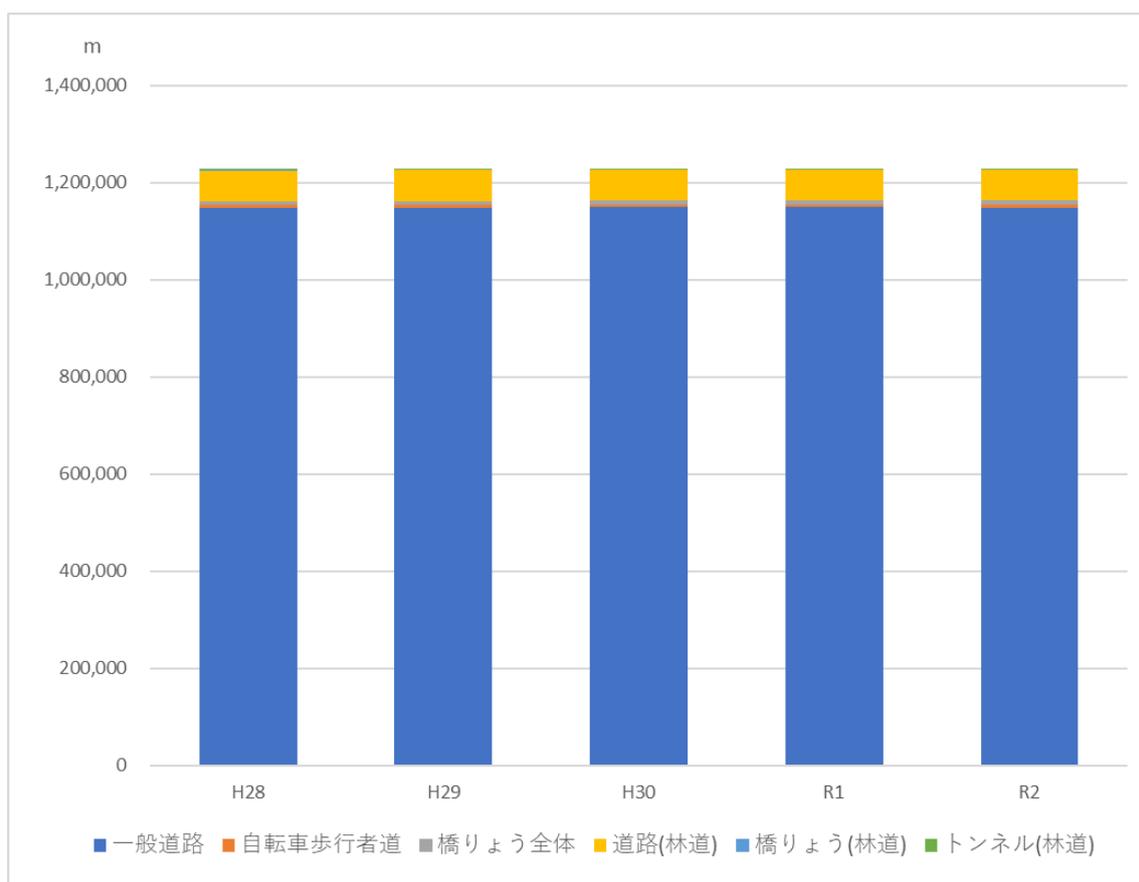
一般会計等のインフラ施設の延長は以下のとおりです。インフラ施設は、その性質上廃止することは少なく、近年の新規整備も少ないことから、概ね微増で推移しています。

図 8-3 一般会計等のインフラ施設の類型別延長の推移

(m)

	H28	H29	H30	R1	R2
一般道路	1,147,978	1,148,702	1,149,178	1,149,141	1,148,894
自転車歩行者道	6,485	6,485	6,486	6,486	6,486
橋りょう全体	7,310	7,290	7,293	7,293	7,306
道路(林道)	63,194	63,194	63,194	63,194	63,194
橋りょう(林道)	537	537	537	537	537
トンネル(林道)	535	535	535	535	535
合計	1,226,039	1,226,743	1,227,223	1,227,186	1,226,952

図 8-4 一般会計等のインフラ施設の類型別延長の推移



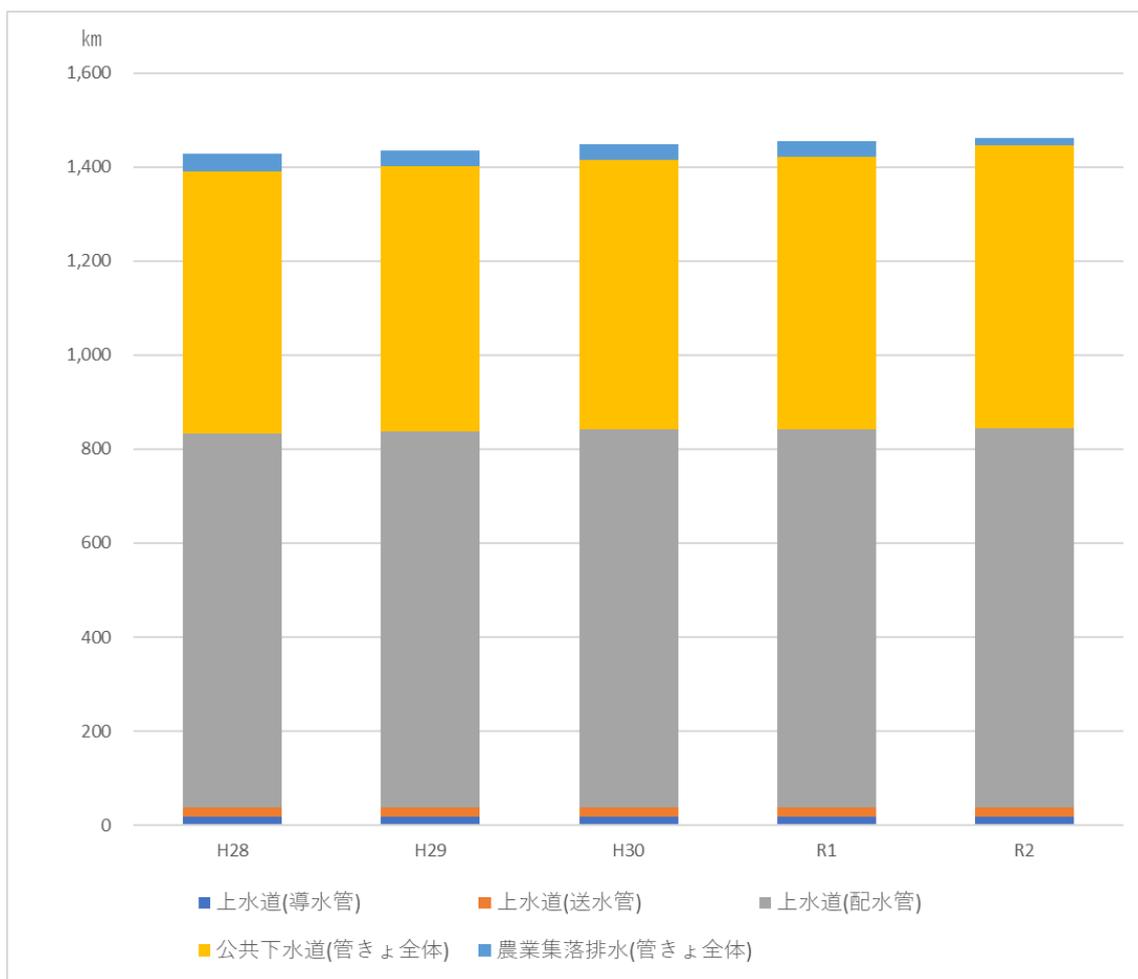
### (3) 公営企業会計のインフラ施設

公営企業会計のインフラ施設の延長は以下のとおりです。一般会計等のインフラ施設同様に、基本的に増加の一途をたどっています。上水道は新規整備が少ないものの、公共下水道は新規整備を継続中であり、また農業集落排水の統合も進めていることから、今後も増加が見込まれます。

図 8-5 公営企業会計のインフラ施設の類型別延長の推移

	(km)				
	H28	H29	H30	R1	R2
上水道(導水管)	18	18	18	18	18
上水道(送水管)	20	21	21	21	21
上水道(配水管)	796	799	802	803	806
公共下水道(管きょ全体)	556	564	573	579	600
農業集落排水(管きょ全体)	39	34	34	34	16
合計	1,429	1,436	1,448	1,455	1,461

図 8-6 公営企業会計のインフラ施設の類型別延長の推移



## 2. 有形固定資産減価償却率の推移

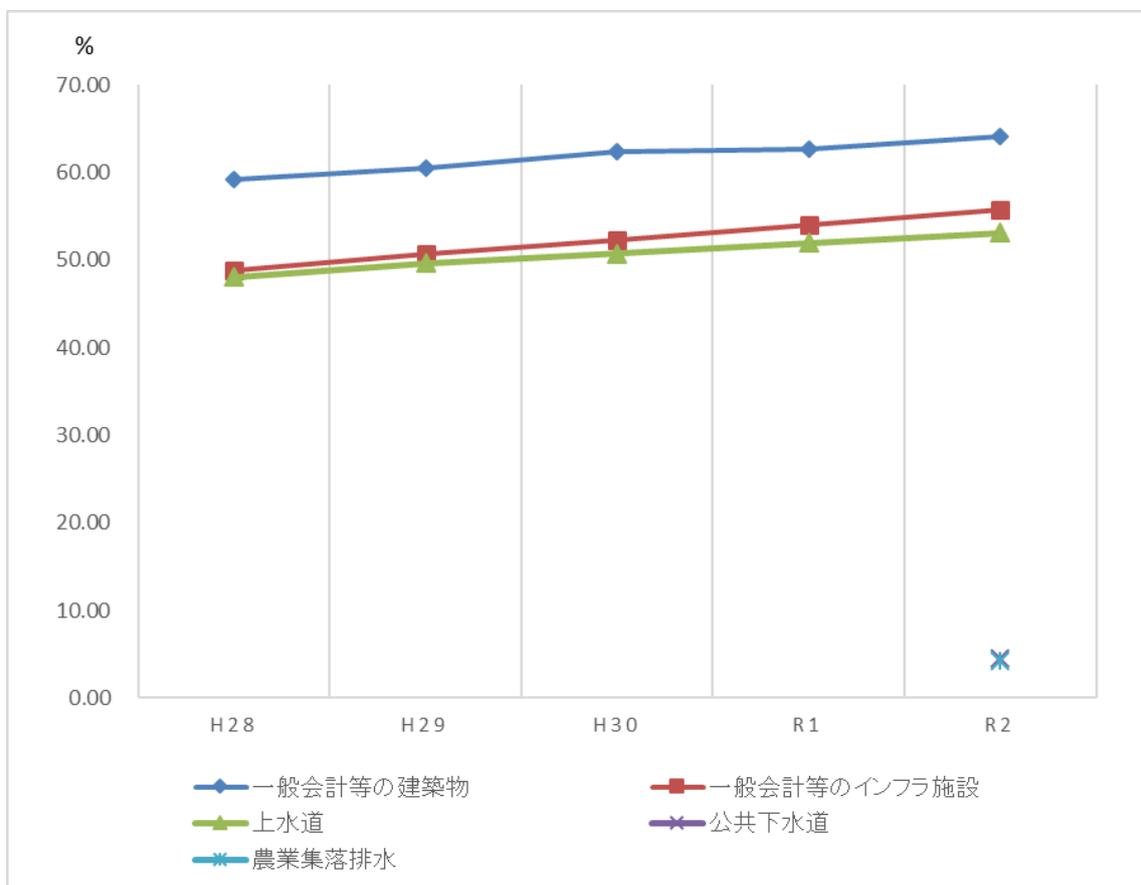
償却対象資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して償却がどの程度進んでいるかを表します。この割合が高いほど資産の老朽化が進んでいることとなります。

一般会計等の建築物、一般会計等のインフラ施設、上水道は、年々減価償却率が上昇していることから、老朽化が進んでいることがわかります。公共下水道、農業集落排水は、令和2年度から企業会計に移行したため、当該年度期首を起点として減価償却が開始された取扱いとなることから低い数字となっていますが、実際は供用開始から40年を超える施設・設備もある状況です。いずれも計画的な老朽化対策が必要となっています。

図 8-7 有形固定資産減価償却率の推移

	(%)				
	H28	H29	H30	R1	R2
一般会計等の建築物	59.15	60.50	62.41	62.67	64.13
一般会計等のインフラ施設	48.86	50.66	52.29	54.07	55.73
上水道	48.04	49.62	50.75	51.97	53.13
公共下水道					4.50
農業集落排水					4.26

図 8-8 有形固定資産減価償却率の推移



### 3. 維持管理・更新等に係る経費

令和4年度から令和13年度の10年間について、長寿命化対策等反映前と長寿命化対策等反映後の経費見込みを算出し、それを比較することにより個別施設計画等による取組の効果額を推計します。

#### (1) 経費の算定方法

##### ①維持管理・修繕経費

長寿命化対策等反映前は、対象施設の維持管理等経費について決算を基に計上しています。長寿命化対策等反映後は、前記試算結果から廃止済施設の維持管理等経費を除いたものを計上しています。なお、インフラ施設に関しては、新設、廃止ともに微少であることから同額を計上しています。

##### ②改修・更新等経費

長寿命化対策等反映前は、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトにより、大規模改修及び建替の費用を算出しました。長寿命化対策等反映後には、前記試算結果に各施設の個別施設計画等による更新費等見込みを加味したものを計上しています。

#### (2) 経費見込み

長寿命化対策等により、10年間で約500億円の経費削減が見込まれます。主な要因は、施設廃止に伴う建築物の維持管理・修繕経費の減少、上下水道施設の改修・更新等経費の減少です。また、建築物の改修・更新等経費については、長寿命化対策や施設の縮減が進むものの、個別施設計画に基づく学校の更新等により、全体的に増加が見込まれます。

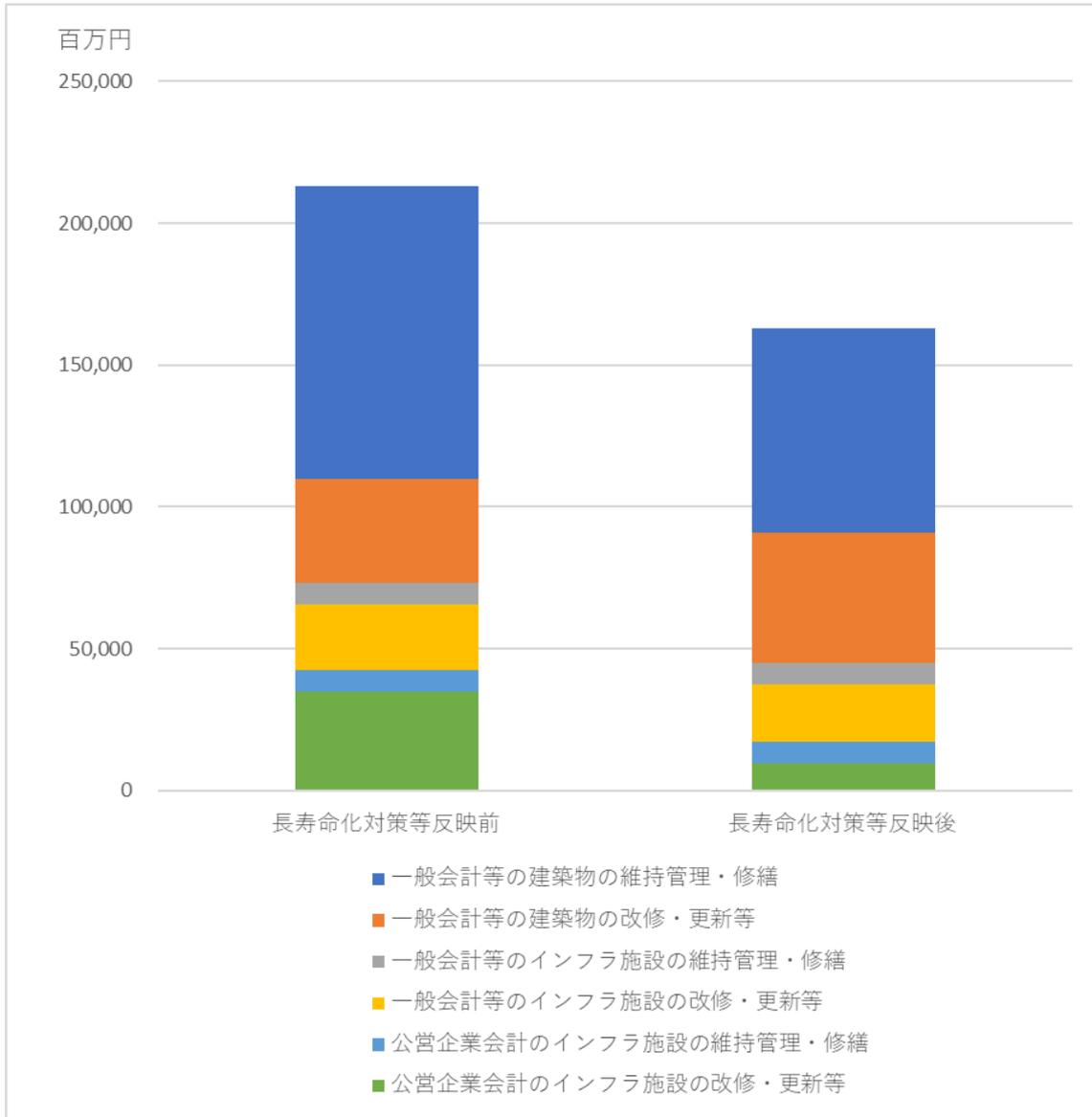
図 8-9 経費見込みの比較

(百万円)

		長寿命化対策等反映前			長寿命化対策等反映後			長寿命化対策等の効果額 (③-⑥)
		維持管理・修繕(①)	改修・更新等(②)	合計(③)	維持管理・修繕(④)	改修・更新等(⑤)	合計(⑥)	
一般会計等	建築物(a)	102,910	37,011	139,921	71,885	45,822	117,707	22,214
	インフラ施設(b)	7,484	23,200	30,684	7,484	20,251	27,735	2,949
	計(a+b)	110,394	60,211	170,605	79,369	66,073	145,442	25,163
公営企業会計 (上下水道)	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	7,598	34,752	42,350	7,598	9,767	17,365	24,985
	計(c+d)	7,598	34,752	42,350	7,598	9,767	17,365	24,985
建築物計(a+c)		102,910	37,011	139,921	71,885	45,822	117,707	22,214
インフラ施設計(b+d)		15,082	57,952	73,034	15,082	30,018	45,100	27,934
合計(a+b+c+d)		117,992	94,963	212,955	86,967	75,840	162,807	50,148

財源については、基金を積み立て、補助率の高い補助制度や交付税措置率の高い起債等を最大限活用する。

図 8-10 経費見込みの比較



## 市有施設等のあり方に関する基本方針

令和4年（2022年）3月

発行 佐野市

編集 佐野市行政経営部行政経営課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3005

FAX 0283-22-9104

E-mail [gyouseikeiei@city.sano.lg.jp](mailto:gyouseikeiei@city.sano.lg.jp)

URL <http://www.city.sano.lg.jp>